

第11期

栗原市新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金 申請の手引き

営業時間 短縮要請 対象期間	令和 3年 8月 27日（金）午前0時 から 令和 3年 9月 13日（月）午前0時 まで
対象店舗	栗原市内で食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設（宅配・テイクアウト等を除く） A 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 B A以外の飲食店 ※営業形態等によっては、食品衛生法の許可を取得していても対象外となる場合があります。 ※要請対象期間以前から対象店舗での営業の実態があり、申請時点において営業を継続していることが必要です。

申請書提出期間	令和 3年 9月 15日（水）から 令和 3年 11月 15日（月）まで
---------	---

この件に関するお問い合わせ先
栗原市商工観光部産業戦略課
0228-22-1220（平日9：00～17：00）

※栗原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第11期）は他の補助金等とは関係がありませんので、他の補助金等を受給している場合も申請できます。

栗原市

令和 3年 9月 13日 時点版

新型コロナウイルス関連の給付金等を装った詐欺にご注意ください。

虚偽の内容による申請等不正な手段により交付を受けた場合は、協力金の返還を求めるとともに、加算金等の請求、事業者名の公表等の措置を行う場合があります。

最初にお読みください①

第 1 1 期

感染症拡大防止協力金(第11期)は店舗ごとの売上高(消費税・地方消費税を除く)等に応じて支給額や申請方法が異なります。

簡易申請

(大企業以外の方) ※概ね8割の事業者がこちらに該当します

- **全ての店舗の1日当たりの売上高※が100,000円以下(概ね9月ひと月の売上高が300万円以下)の方**

が選択できます

※ 売上高は消費税・地方消費税を除いて計算してください。

- **1店舗当たりの支給額: 680,000円／店舗(下限額※)**

※ 簡易申請の場合、下限額での支給となります

- **確定申告書、売上台帳等の提出は不要です**

申請方法は7ページから

2019年又は2020年の1店舗当たりの売上高が次のいずれかの目安を超える場合は、通常申請による協力金の額が上記の額以上となる場合がありますので通常申請をご検討ください。

【通常申請の目安】

- ・9月の売上高が3,000,000円(税抜き)を超える
- ・8月27日から9月12日までの売上高の合計が1,700,000円(税抜き)を超える

通常申請

(1日当たりの売上高が100,000円を超える店舗がある方、大企業の方)

- **1店舗当たりの支給額: 売上高※等に応じて異なります。**

680,000～1,700,000円

(大企業の場合は0～3,400,000円)

※売上高は消費税・地方消費税を除いて計算してください。

- **売上高情報シートの提出が必要となります。**

※支給額決定のために店舗ごとの売上高の確認が必要となります。

- **確定申告書、売上台帳等の提出が必要となります。**

申請方法は18ページから

支給額・1日当たりの売上高の計算方法は3～6ページを参照

2020年8月27日以降に開店した店舗等の場合は47ページ以降を参照

通常申請を行う場合、以下のいずれかの方法により『1日当たりの売上高』を計算して申請してください。『1日当たりの売上高』が最も大きくなる『算出方法』と『期間』の組み合わせを推奨しています。

算出方式	期間	期間中の売上高 (消費税・地方消費税を除く) 【記入してください】	計算式	1日当たりの売上高 (消費税・地方消費税を除く) 【記入してください】
9月	2019/9/1～9/30		÷ 30	
	2020/9/1～9/30		÷ 30	
期間合計	2019/8/1～9/30		÷ 61	
	2020/8/1～9/30		÷ 61	
時短要請日	2019/8/27～9/12		÷ 17	
	2020/8/27～9/12		÷ 17	

『1日当たりの売上高』が100,000円を超える組み合わせがある場合

通常申請

『1日当たりの売上高』が最も大きくなるものを選択してください。

通常申請の申請方法は18ページから

全ての計算結果が100,000円以下だった場合

『簡易申請』を選択できます。

※簡易申請では確定申告書、売上台帳等の提出は必要ありません。
※確定申告等が不要となっている場合、基本的には簡易申請となります。

簡易申請の申請方法は7ページから

栗原市感染症拡大防止協力金の概要等	1ページ
支給対象となる事業者の方	2ページ
支給額	3ページ
簡易申請の方法	7ページ
通常申請の方法	18ページ
協力金の額の算出例	41ページ
新規開業特例について	47ページ
よくあるお問い合わせ	53ページ
付録集	55ページ

栗原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、宮城県が行う営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対して、協力金を支給するものです。

申請方法・申請期間

1. 申請方法

(1) 郵送

(2) 申請書作成支援窓口へ提出

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り郵送での提出に御協力願います。

2. 申請期間(当日消印・窓口提出有効)

令和3年9月15日(水)から令和3年11月15日(月)

申請に関する相談等

1. お問い合わせ専用ダイヤル

栗原市商工観光部産業戦略課

0228-22-1220 平日 9:00~17:00

2. 申請書作成支援窓口

令和3年9月15日(水)から令和3年11月15日(月)まで

平日※ 9:00~16:00

※申請書作成支援窓口の利用には、事前に電話での事前予約が必要です。また、窓口にお越しの際は、マスク着用をお願いしています。

次の全てに該当する事業者の方が申請可能です。

(1) 協力要請の対象区域内で食品衛生法の営業許可を取得している飲食店を運営していること。

対象区域: 栗原市全域

対象店舗: 食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設(宅配・テイクアウト等を除く。)

A: 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店

B: A以外の飲食店

※営業形態等によっては、食品衛生法の許可を取得していても対象外となる場合があります。

※要請対象期間以前から対象店舗での営業の実態があり、申請時点において営業を継続していることが必要です。

(2) 協力要請の対象期間全てにおいて、全ての対象店舗が営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと。

対象期間: 令和3年8月27日(金)午前0時から

令和3年9月13日(月)午前0時まで

要請内容:

A: 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店・・・休業

※酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合は時短営業も可能

※従前より午前5時から午後8時までの範囲内で営業しているAの店舗は、休業した場合のみ対象

B: A以外の飲食店・・・午前5時から午後8時までの営業時間短縮

※「全面的な協力」とは、協力要請の対象期間中、全ての日において「休業」又は「酒類・カラオケ設備の提供を終日停止した上で午前5時から午後8時までの時間短縮営業」にご協力いただくことです。対象区域内で複数の飲食店を運営している場合は、全ての店舗において時間短縮営業にご協力いただくことが必要です。1つでも要請に協力いただけない場合は支給できません。

※従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店のうち、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店につきましては、休業した場合のみ協力金の対象となります。

※従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店のうち、酒類又はカラオケ設備を提供していない飲食店につきましては、協力金の対象外です。

(3) 宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等をしていること。

※宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得してお客様が見やすい場所に掲示していただくことが必要です(みやぎ飲食店コロナ対策認証店の場合は認証ステッカーでも可)。

※宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得の他、業種毎に定められたガイドライン等を確認し、感染防止対策を十分に実施した上での営業をお願いします。

「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店について

「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を受けた飲食店も今回の協力要請の対象となりますので、要請への御協力をお願いいたします。協力要請に全面的に協力いただければ、認証店以外の店舗と同様に、協力金を支給します。

支給額の算出方法

支給額は店舗ごとに求めた協力金の額の合計になります。

$$\text{店舗ごとの協力金の額} = \text{協力金単価(第11期)} \times 17 \text{日}$$

協力金単価の算出方法

店舗ごとに『1日当たりの売上高』を計算し、それをもとに『協力金単価』を算出します。

※目次の前の「通常申請 売上高計算補助シート」をご参照ください。

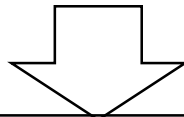
『1日当たりの売上高』の計算方法(いずれかを選択)

※2019年又は2020年の売上高(消費税・地方消費税を除く)を用いてください。

(ア)9月方式 【計算式】9月の売上高÷30日

(イ)期間合計方式 【計算式】(8月の売上高+9月の売上高)÷61日

(ウ)時短要請日方式
 【計算式】8月27日から9月12日の売上高の合計÷17日



協力金単価の算出方法(いずれかを選択、千円未満切り上げ)

※計算結果が下限額以下の場合は下限額、上限額以上の場合は上限額となります。

(A)売上高方式
【計算式】2019年又は2020年の『1日当たりの売上高』×0.4
下限額:40,000円、上限額:100,000円

(B)売上高減少額方式
【計算式】(2019年又は2020年の『1日当たりの売上高』
 -2021年の『1日当たりの売上高』)×0.4
下限額:0円
上限額:200,000円

※大企業の方は売上高減少額方式のみ選択できます。

(ア)～(ウ)と(A)・(B)の組み合わせは店舗ごとに選択できます。

協力金の上限額・下限額について

協力金単価は売上高方式・売上高減少額方式いずれかの計算式で求めたものになりますが、算出結果が下限額を下回るときは下限額、上限額を上回るときは上限額となります。

【売上高方式】

協力金単価: 下限額 40,000円/日、上限額 100,000円/日

↓ × 17日

協力金の額: 下限額 680,000円、上限額 1,700,000円

【売上高減少額方式】

協力金単価: 下限額 0円/日、上限額 200,000円/日

↓ × 17日

協力金の額: 下限額 0円、上限額 3,400,000円

※栗原市ホームページに申請額計算の補助としてExcelシート(「店舗ごとの支給額計算補助シート」)を掲載しておりますので、支給額の計算に当たってご利用ください。

(ア)9月方式 【計算式】9月の売上高÷30日

■2020年9月の売上が20日間の営業で260万円だった場合、

売上高:260万円 9月の暦日数:30日

$260\text{万円} \div 30\text{日} \times = 86,667\text{円}$

※営業日数の20日ではなく9月の暦日数である30日で割ります。

『1日当たりの売上高』が100,000円以下のため簡易申請を選択

(イ)期間合計方式 【計算式】(8月の売上高+9月の売上高)÷61日

■2020年8月と9月の売上高の合計が40日間の営業で560万円だった場合、

売上高:560万円 8月及び9月の暦日数の合計:61日

$560\text{万円} \div 61\text{日} = 91,804\text{円}$ (1円未満切り上げ)

※営業日数の40日ではなく8月と9月の暦日数である61日で割ります。

『1日当たりの売上高』が100,000円以下のため簡易申請を選択

(ウ)時短要請日方式

【計算式】8月27日から9月12日の売上高の合計÷17日

■2020年8月27日から9月12日の売上が15日間の営業で150万円だった場合、

売上高:150万円 8月27日から9月12日の暦日数:17日

$150\text{万円} \div 17\text{日} \times = 88,236\text{円}$ (1円未満切り上げ)

※営業日数の15日ではなく時短要請日数である17日で割ります。

『1日当たりの売上高』が100,000円以下のため簡易申請を選択

※『1日当たりの売上高』は営業日数ではなく「暦日数」により算出します。

※計算結果が100,000円を超える場合は通常申請へ

同一施設内で複数事業を行っている場合

- 同一店舗にて飲食に係る売上高とそれ以外の売上高が混在している場合、飲食事業のみの売上高を分離し当該店舗の売上高としてください。ただし、飲食物の提供を行わなければ事業が成立しない場合などは、店舗全体の売上高を当該店舗の売上高とすることができます。
- 飲食に係る売上高以外の売上高が小規模である場合は、すべての売上高を店舗の売上高として差し支えありません。

【売上高の分離が必要となる場合の例】

宿泊施設、大型複合施設、飲食店でのテイクアウト・デリバリー等

【売上高の分離が不要となる場合の例】

接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、映画館等

店舗ごと・事業ごとの売上高の分離が困難な場合

原則として店舗・事業ごとに売上高等を計算し、またその証拠書類として店舗ごとの売上台帳等の提出が必要となりますが、全ての店舗の売上高を普段から分けていない等により店舗ごとの売上高の算出が困難な場合は、確定申告書等に記載の事業者全体の売上高を店舗・事業数で按分するといった算出方法も可とします。

※按分等により店舗当たりの売上高を算出した場合はその計算内容のわかる書類を必ず添付してください。

【飲食とそれ以外の売上高の分離の例・・・宿泊施設の場合】

1泊2食付き宴会プランが15,000円で飲食分を5,000円、宿泊分を10,000円と設定していた場合、

9月の売上高:3,000万円

飲食事業の割合: $5,000円 \div 15,000円 = 0.3$

飲食事業の9月の売上高: $3,000万円 \times 0.3 = 900万円$

1日当たりの売上高: $900万円 \div 30日(9月の暦日数)$

$= 300,000円$

売上高の算出について不明な点がありましたら、個別に御相談ください。

簡易申請の方法

【簡易申請ができる方】

大企業以外の事業者で、運営する全ての店舗の『1日当たりの売上高』が100,000円以下の方

※大企業の判断基準は58ページへ

【協力金の額】

680,000円/店舗(下限40,000円/日×17日分)

※簡易申請の場合、確定申告書・売上台帳等の提出は不要です。

次の書類を提出してください。

(1) 交付申請兼実績報告書(様式第1の4号)

(2) 店舗情報シート(様式第1の4号 別紙2)

※申請店舗分全ての提出が必要です。

店舗情報シートには次の写真等の貼り付けが必要です。

①店舗の外観写真(入口・店名が確認できるように撮影)

②店舗の内観写真(お客様が飲食するスペースがわかるように撮影)

③営業時間短縮の実施状況がわかるもの

※営業時間短縮の実施について告知するチラシ等を店頭に貼り、お客様にお知らせしている様子を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている様子のスクリーンショット等。

※①店舗の外観写真又は②店舗の内観写真で確認できる場合は省略できます。

④通常の営業時間がわかるものの写し

※令和3年8月26日以前から、営業していたことのわかるもの。

ホームページやメニュー表、看板、チラシ、諸帳簿等

⑤酒類を提供していることがわかるものの写し

※ホームページやメニュー表等

⑥宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を申請店舗に掲示している様子がわかる写真

※①店舗の外観写真又は②店舗の内観写真で確認できる場合は省略できます。

※白黒印刷の場合ポスターの確認に時間を要しますので、カラーでの提出にご協力ください。

(3) 交付請求書(様式第5号)

(4) 飲食店営業許可書の写し

※申請店舗分全ての許可書の提出が必要です。

(5) 申請者(法人の場合は代表者)の本人確認書類の写し

(6) 申請者(法人の場合は法人名義)の銀行口座通帳の写し

※オモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の写し(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義人名、口座名義人名フリガナが確認できるもの)。

※令和3年4月5日要請分又は5月6日要請延長分で交付を受けた方は、特別な理由がない限り、前回指定した口座への振込みとなります。

【複数店舗で申請の場合】

(7) 店舗ごとの申請額一覧(様式第1の4号 別紙1)

《☒交付申請チェックリストで必要書類を確認の上、一緒に提出ください。》

※第10期・第11期の申請を同時に行う場合は、一方に添える書類の一部を省略することができます。

申請書の記入方法 (1店舗で申請する場合、1/2)

第 1 1 期
簡易申請

点線枠の中を全て記入・押印してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

第11期分の申請書であることを確認してください。



仙台市感染症拡大防止協力金交付申請兼実績報告書
(第8期: 7/21~8/17分)

令和5年 8月 17日

押印漏れがないようご確認ください。(2箇所)
個人の場合、認印(スタンプ印不可)。
法人の場合、“代表者印(法人実印)”にて押印をお願いします。

郵便番号 〒980-8671
本店所在地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1
カブシキカイシャ モリノミヤコセンダイ
法人名 株式会社 都の都 仙台
又は屋号
役職 代表取締役社長
フリガナ 都の 都
氏名 社野 都
代表者
生年月日 T・S・日 元年 1月 1日
性別 男 ・ 女



申請者の住所・法人名等を漏れなく記入してください。
※部屋番号まで記入してください。
※法人の場合は、本店所在地を記入してください。

該当するものにチェックを入れてください

市感染症拡大防止協力金交付要綱第5条の規定により、協力金の交付を申請します。

記

【法人のみ】国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください。
※わからない場合は国税庁「法人番号公表サイト」から検索できます。

1 申請者の基本情報

申請事業者情報	どちらか選択	☐ 大企業 ☒ 中小企業 ☐ その他法人 ()	
	☒ 法人	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
	☐ 個人事業主	資本金 1,000千円 従業員数 50人	
	業種 (一覧表から記号を選択)	M	
	代表者との関係	経理担当	フリガナ 氏名 役所 太郎
	連絡先	(電話番号) 022-●●●●●●●● (メール) ●●●●@city.sendai.in	

業種は59ページの一覧表から選択。

2 申請方法

どちらか選択	☒ 簡易申請	全ての店舗の1日当たりの売上高 ※店舗ごとの1日当たりの協力金の額は25 ※確定申告書及び売上台帳等の提出は不要です。
	☐ 通常申請	1日当たりの売上高が83,333円を超える店舗がある場合に選択 ※原則として確定申告書及び売上台帳等の提出が必要となります。※大企業は通常申請に限り。 ※算定方法により、申請額が異なりますので必ず印や手引き等を確認の上、申請してください。

市からの連絡が取れる連絡先・担当者を記入してください。連絡は主に平日の午前9時から午後5時の間に行います。
※連絡先の記入は必須です。

⇒裏面(2ページ目)も漏れなく記載してください。

第8期

1/2

申請書の記入方法 (1店舗で申請する場合、2/2)

第 1 1 期
簡易申請

点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

3 協力実施(要請対象)店舗数等

大企業以外記入欄(いずれか選択)	☒	1店舗 かつ当該店舗の1日当たりの売上高が83,333円以下
	☐	1店舗 かつ当該店舗の1日当たりの売上高が83,333円を超える
	☐	※簡易申請で共通で必要となる書類の他、店舗ごとの申請額一覧(別紙1)等の提出が必要となります。
	☐	複数店舗(店舗) かつ1日当たりの売上高が83,333円を超える店舗がある ※通常申請で共通で必要となる書類の他、店舗ごとの申請額一覧(別紙1)、店舗の売上高情報シート(別紙3-1又は4-1)等の提出が必要となります。
大企業記入欄	(店舗)	※通常申請で共通で必要となる書類の他、店舗の売上高情報シート(別紙4-1)等の提出が必要となります。 複数店舗の場合は店舗ごとの申請額一覧(別紙1)等の提出が必要となります。

☐ 認証制度特例店舗あり

※認証制度特例を使用する店舗がある場合にチェックを入れてください。
※別紙3-4

4 交付申請額

675,000 円 ※交付決定後の変更はできませんのでご注意ください。

5 誓約事項(申請にあたっては全誓約事項に同意チェック欄にチェックが必要です)

同意チェック欄 ☒ 私は、☐ のとおり誓約
チェック漏れの不備が多いので注意してください

誓約事項をご確認いただき、同意チェック欄にチェックを入れてください。

誓約事項に同意いただけない場合は協力金の支給はできません。

1 要請の対象期間全てにおいて、全ての対象施設が営業時間短縮を実施しました。

2 3年8月17日午前5時から営業時間短縮

3 しており、協力金の申請に関し、全ての交付規則及び仙台市感染症拡大防止

4 もし、虚偽その他不正の手段により協力金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合は、仙台市感染症拡大防止協力金交付要綱第9条の規定により、交付決定の取消や協力金の返還等に応じるとともに、仙台市補助金等交付規則第18条第1項による加算金等の支払及び事業者名の公表に応じます。また、納付日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第18条第2項による延滞金(遅延損害金)を納付することに応じます。

5 仙台市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。

6 協力金の交付を受けた事業者名、対象施設名及び所在地等の情報を営業時間短縮の要請に応じた店舗として仙台市が公表することに同意します。

7 申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名や対象施設名等の情報が公表されることに同意します。

8 申請書類及び添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意します。

9 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、協力金の交付申請に当たりそれを証明する書類を添付しています。

10 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

11 申請書類及び添付書類の内容について、仙台市が行政機関や警察等に確認を行うとともに、他の行政機関や警察等が協力金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供することに同意します。

店舗情報シートの記入方法 (1/2)

第 1 1 期
簡易申請

点線枠の中を全て記入し写真等を貼付してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

別紙 2 (店舗情報シート) 表面

店舗の名称(フリガナ)及び施設No.を記入してください(1店舗のみの場合は「1」)。
※複数店舗で申請を行う場合、施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

店舗の所在地・営業時間等を記入してください。
※所在地はビル名や階数まで記載してください。
※営業許可書と一致している必要があります。

第11期の店舗情報シートであることを確認してください。

様式第1-8号 別 (第5条関係)

時間短縮営業を行った店舗の店舗情報シート (第8期: 7/21~8/17分)

No.	1	フリガナ	モリノミヤコショクドウホンテン
		店舗名称	杜の都食堂本店

1 店舗情報記入欄

店舗所在地 仙台市 青葉区国分町3丁目7-1

通常営業時間 16時00分から22時00分まで

酒類の提供状況 提供なし(提供あり(16時00分から22時00分まで))

店舗種別

※該当する方に

☐ 接待を伴う営業を行っている飲食店

☒ 酒類の提供を行っている飲食店

感染対策実施状況

※該当する方に

☒ 「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。

☒ 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。

2 営業時間短縮要請への協力状況

【要請期間】第8期: 令和3年7月21日午後9時から8月17日午前5時

営業時間 16時00分から21時00分まで

酒類提供 提供なし・提供あり(16時00分から20時00分まで)

うち休業 8月7日から8月16日まで

3 店舗の外観写真

貼り付け欄(入口・店名が判別できる写真を貼り付けてください)

杜の都食堂 本店

感染対策の実施状況について該当する方にチェックを入れてください。
※みやぎ飲食店コロナ対策認証店は「認証ステッカーを取得・掲示」の欄にチェックをお願いします。

対象期間中の営業時間を記載してください。

店舗の入り口・店舗名等が読み取れる外観写真を貼り付けてください
※入居ビルの写真や入居ビル入り口の看板の写真では不可とします。
※1枚で入り口と店舗名の確認が困難な場合、複数枚添付してください。

※複数店舗で申請する場合は店舗情報シートを申請店舗分作成して添付してください。

店舗情報シートの記入方法 (2/2)

第 1 1 期
簡易申請

点線枠の中を全て記入し写真等を貼付してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

別紙 2 (店舗情報シート) 裏面

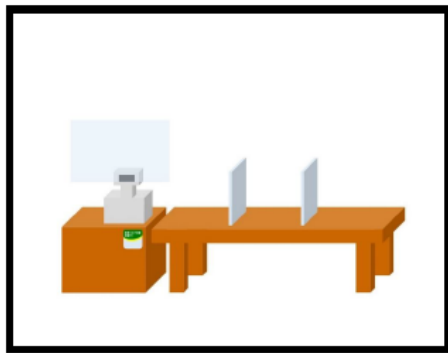
店舗の名称及び施設No.を記入してください。
※施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致
させてください。

No	1	店舗名称	杜の都食堂本店
----	---	------	---------

4 店舗の内観写真

貼り付け欄

(お客様が飲食するスペースがわかる店内写真を貼り付けてください)



客席が見渡せる内観写真を貼り付けてください。
※個室のみの店舗等の場合は、個室を撮影したものでも可。
※レジ前等飲食スペースが確認できないものは不可。

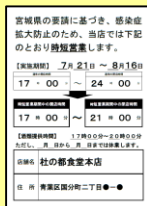
5 その他の貼り付け欄

① 営業時間短縮要請への協力状況

② 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」等の取得・掲示状況等

店舗の外観・内観写真で営業時間短縮要請への協力状況、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」の取得・掲示状況等がわからない場合は、追加で貼り付けてください。

店舗の外観又は内観写真から、①営業時間の短縮協力状況、②宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」の取得・掲示状況がわからないときは、別途この欄にわかるものを貼り付けてください。



例) 営業時間の短縮を告知した貼り紙やSNSのスクリーンショット等(協力期間の始期・終期が明確にわかること)



例) 新型コロナ対策実施中ポスター又はみやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカーの掲示状況を写した写真

※複数店舗で申請する場合は店舗情報シートを申請店舗分作成して添付してください。

感染防止対策の実施について

協力金の申請には感染防止対策の実施が要件になっています。感染防止対策実施状況について宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』を取得・掲示していることをもって確認させていただきます。



※宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』の見本

※必ず飲食店向けポスター（緑色）を掲示してください。
異なる業種向けポスターを掲示している場合は対象になりません。

宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』は、下記ホームページから申込及びダウンロードが可能です。

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen.html>

※宮城県のトップページより次のとおり進むと該当ページになります。

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [食の安全](#) > [食品衛生](#) > 「新型コロナ対策実施中」ポスター（飲食店用）

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [生活衛生](#) > [旅館・公衆浴場](#) > 「新型コロナ対策実施中」ポスター（飲食店用）



また、ポスター取得のための申込は、郵送申請も可能です。申請書は、市商工観光部産業戦略課又は市内各商工会の窓口で配布しています。お問い合わせや申請先は、宮城県食と暮らしの安全推進課となります。

「みやぎ飲食店コロナ対策認証」を受けている店舗については『新型コロナ対策実施中ポスター』に代えて、『認証ステッカー』の掲示状況を添付いただくことも可とします。



※『みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー』の見本

『新型コロナ対策実施中ポスター』並びに『みやぎ飲食店コロナ対策認証制度』については、宮城県食と暮らしの安全推進課(022-211-2643)にお問い合わせください。

交付請求書の記入方法

点線枠の中を全て記入・押印してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

第11期分の交付請求書であることを確認してください。

様式第5-8号(第8条関係)

仙台市感染症拡大防止協力金交付請求書

(第8期: 7/21~8/17分)

押印漏れがないようご確認ください(2箇所)。
個人の場合は、認印(スタンプ印不可)。
法人の場合、“代表者印(法人実印)”にて押印をお願いします。

株式会社
杜の都仙台
社長印

申請者の住所・法人名等を漏れなく記入してください。
※部屋番号まで記入してください。

郵便番号 〒980-8671
本店所在地 又は住民登録地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1
フリガナ カブシキカイシャ モリノミヤコセンダイ
法人名 株式会社 杜の都仙台
又は屋号
代表者 役職 代表取締役社長
フリガナ モリノ ミヤ
氏名 杜野 都

株式会社
杜の都仙台
社長印

仙台市(R3経産地)指令第 号で交付決定及び額の確定の通知がありました
標記の協力金について、仙台市感染症拡大防止協力金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求いたします。

記

1 補助事業の名称 仙台市感染症拡大防止協力金(第8期)

2 請求額

通帳から転記(ゆうちょ銀行の場合は振込用の「店名・店番・口座番号」を記載してください)。

3 支払口座振込依頼

金融機関名	市役所	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード	1	2	3	4		
支店名 (店名)	役所	本店 支店	支店コード (店番)	1	2	3	/		
預金種別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ	カ) モリノミヤコセンダイ								

※口座は法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人の口座を指定してください。

※ゆうちょ銀行の場合は、口座名義人カタカナは通帳を開いた1・2ページ目に記載されているカタカナ表記のものを記入してください(通帳の表紙記載の漢字記載のものではありません)

第8期

営業にあたり必要な許可等を取っていることの確認のため、申請する店舗ごとに営業許可書の写しを提出いただきます。

飲食店営業許可書

※全ての店舗分提出

The diagram shows a sample of a Business License Form (営業許可書) for a Food Service Business (飲食店営業). The form includes fields for the validity period (有効期間), the applicant's name (業者氏名), the business location (業所所在地), and the business name/number (名称・屋号). A large green circular stamp from the Sendai City Health Center (仙台市保健所) is overlaid on the form. Callouts provide the following instructions:

- 申請者の名義になっている必要があります。** (The license must be in the name of the applicant.)
- 名義が異なる場合は不備となります** (If the name is different, it is an incompleteness.)
- 所在地が対象区域内になっている必要があります。** (The location must be within the designated area.)
- 名称・屋号が店舗情報シートに記載されているものと一致している必要があります。** (The name/number must match the information on the store information sheet.)
- 協力要請期間前に取得し、申請時点で有効期限内である必要があります。** (The license must be obtained before the cooperation request period and be valid at the time of application.)
- ※要請期間中に更新した場合、新旧両方を提出してください。** (If renewed during the request period, submit both the old and new licenses.)

名義変更・更新・再発行等の手続き中の場合

名義変更等の手続き中の理由で申請書と営業許可書の記載事項が異なる場合は、現在の営業許可書と名義変更等の手続きの受理を証明するものを併せて提出してください。営業許可書を紛失し再発行手続き中の場合は受理を証明するもののみを提出してください。

※名義変更・更新・再発行等手続き確認先

■飲食店営業許可書

栗原保健所

氏名、生年月日、現住所が確認できる写真付きの本人確認書類の写しを一つ提出してください。

（法人の場合は「法人代表者」、個人事業者の場合は「申請者」のものを提出してください）

写真なしの場合は本人確認書類を二つ提出してください。

【写真付き本人確認書類の例】

■免許証等

※有効期限内のもの

※オモテとウラの両面をコピー

■個人番号カード（マイナンバーカード）

※オモテ面のみコピーをとって提出してください（裏面にはマイナンバーが記載されているため）。

■在留カード、特別永住者証明書

※オモテとウラの両面をコピー

【写真なしの本人確認書類の例】

■住民票の写し（3カ月以内取得のもの）

■各種健康保険証等の写し（両面）

※いずれの書類も「個人番号（マイナンバー）」は写らないようにしてください。

※個人番号（マイナンバー）通知書は、本人確認書類として利用できません。

複数で申請を行う場合の申請書(裏面)記載方法

複数店舗で申請する際、申請書は次のとおり記入します(表面は1店舗での申請と同様です、8ページ参照)点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

3 協力実施(要請対象)店舗数等

大企業以外記入欄(いずれか選択)	☐	1	『複数店舗かつ全ての店舗の1日当たりの売上高が100,000円以下』の欄にチェックを入れてください。 ※店舗数を記入してください。
	☐	1	※通常申請で共通で必要となる書類の他、店舗の売上高情報シート(別紙3-1又は4-1)等の提出が必要となります。
	☒	複数店舗 (3 店舗)	かつ全ての店舗の1日当たりの売上高が83,333円以下 ※簡易申請で共通で必要となる書類の他、店舗ごとの申請額一覧(別紙1)等の提出が必要となります。
	☐	複数店舗 (店舗)	かつ1日当たりの売上高が83,333円を超える店舗がある ※通常申請で共通で必要となる書類の他、店舗ごとの申請額一覧(別紙1)、店舗の売上高情報シート(別紙3-1又は4-1)等の提出が必要となります。
大企業記入欄	(店舗)	※通常申請で共通で必要となる書類の他、店舗の売上高情報シート(別紙4-1)等の提出が必要となります。 複数店舗の場合は店舗ごとの申請額一覧(別紙1)等の提出が必要となります。	

☐ 認証制度特例店舗あり

※認証制度特例
※別紙3

『店舗ごとの申請額一覧(別紙1)』で計算した交付申請額の合計を記入してください。

4 交付申請額

2,025,000 円

※交付決定額

5 誓約事項(申請にあたっては全ての事項を確認し)

同意チェック欄 ☒ 私は、仙台市感染症拡大防止協力金のとおり誓約します。

1 協力要請の対象期間全てにおいて、全ての対象施設

【対象期間】令和3年7月21日午後9時から

【内容】午前5時から午後9時での営業と

酒類の提供は午前11時から午後

【複数店舗の場合の申請額早見表】

1店舗: 680,000円

2店舗: 1,360,000円

3店舗: 2,040,000円

4店舗: 2,720,000円

5店舗: 3,400,000円

...

〇店舗: 〇 × 680,000円

誓約事項をご確認いただき、同意チェック欄にチェックを入れてください。

誓約事項に同意いただけない場合は協力金の支給はできません。

協力金申請の手引き等を確認しており、協力金の申請に関し、全てを承諾しています。また、仙台市補助金等交付規則及び仙台市感染症拡大防止に準拠することについて同意します。
記載事項に虚偽はありません。もし、虚偽その他不正の手段により又は交付を受けたことが判明した場合は、仙台市感染症拡大防止協定により、交付決定の取消や協力金の返還等に応じるとともに、則第18条第1項による加算金等の支払及び事業者名の公表に応じ、未納額に相当する(加算金)を納付することになります。

チェック漏れの不備が多いので注意してください

店舗ごとの申請額一覧の記入方法

複数店舗で申請を行う場合、『店舗ごとの申請額一覧(別紙1)』の提出が必要です。

『680,000円』と記入します。

店舗No.と店舗の名称を記入します。

申請者名 株式会社 杜の都仙台

申請額一覧(第8期: 7/21~8/17分)

No.	店舗名称	申請額の算出方法	⇒	算出結果	店舗ごとの申請額
1	杜の都食堂本店	☒ 売上高方式(83,333円以下) ⇒ 25千円×27日= 675千円 ☐ 売上高方式(83,333円超250,000円以下) ⇒ 千円×27日= 千円 ☐ 売上高方式(250,000円超) ⇒ 75千円×27日=2,025千円 ☐ 売上高方式(250,000円超) ⇒ 千円×27日= 千円 ☒ 『売上高方式(100,000円以下)』の欄にチェックを入れます ☐ 売上高方式(250,000円超) ⇒ 千円×27日= 千円	⇒	675,000円	
2	杜の都食堂仙台駅前店	☐ 売上高方式(83,333円以下) ⇒ 千円×27日= 千円 ☐ 売上高方式(83,333円超250,000円以下) ⇒ 千円×27日= 千円 ☐ 売上高方式(250,000円超) ⇒ 75千円×27日=2,025千円 ☐ 売上高方式(250,000円超) ⇒ 千円×27日= 千円	⇒	675,000円	
3	レストラン杜の都	☐ 売上高方式(83,333円以下) ⇒ 千円×27日= 千円 ☐ 売上高方式(83,333円超250,000円以下) ⇒ 千円×27日= 千円 ☐ 売上高方式(250,000円超) ⇒ 75千円×27日=2,025千円 ☐ 売上高方式(250,000円超) ⇒ 千円×27日= 千円	⇒	675,000円	
申請額 (店舗ごとの申請額を合計してください)					2,025,000円

記載する店舗Noと記載順は店舗情報シートと必ず統一してください。

申請店舗数分記入します

第8期

様式第1-8号 別紙2 (第5条関係)

時間短縮営業を行った店舗の店舗情報シート (第8期: 7/21~8/17分)

No	1	フリガナ	モリヤマヨシタダワホシデン
店舗名称	杜の都食堂本店		

『店舗』
合計額

1 店舗情報記入欄

店舗所在地	仙台市 <u>青葉区国分町3丁目7-1</u>
通常営業時間	<u>16時00分</u> から <u>22時00分</u> まで
酒類の提供状況	提供なし ☐ 提供あり ☒ (<u>16時00分</u> から <u>22時00分</u> まで)
店舗種別	☐ 接待を伴う営業を行っている飲食店 ☒ 酒類の提供を行っている飲食店
当該当る方に	☒
感染対策実施状況	☐ 「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。 ☒ 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。
当該当る方に	☒

3 店舗の外観写真

貼り付け欄(入口・店名が判別できる写真を貼り付けてください)

杜の都食堂 本店



2 営業時間短縮要請への協力状況

【要請期間】 第8期: 令和3年7月21日午後9時から8月17日午前5時

営業時間	<u>16時00分</u> から <u>21時00分</u> まで
酒類提供	提供なし ☐ 提供あり ☒ (<u>16時00分</u> から <u>22時00分</u> まで)
うち休業	<u>8月7日</u> から <u>8月16日</u> まで
☐ 認証制度特例 (営業短縮等期間: ____月 ____日から ____月 ____日まで)	

第8期

1/2

通常申請の方法

【協力金の額】 ※売上高等に応じて異なります。

売上高方式: 680, 000～1, 700, 000円/店舗

(協力金単価 下限額: 40, 000円 上限額: 100, 000円)

売上高減少額方式: 0～3, 400, 000円/店舗

(協力金単価 下限額: 0円 上限額: 200, 000円)

※確定申告書・売上台帳等の写しの提出が必要です。

通常申請の際は、次の流れで申請書類等を作成してください。

必要な書類を確認(19、20ページ)



店舗ごとに売上高等を計算して、『売上高情報シート』を作成

※売上高情報シートをもとに店舗ごとの申請額を求めてください。

※売上高は消費税・地方消費税を除いて計算してください。



(複数店舗の場合は『店舗ごとの申請額一覧』を記入)



申請書等その他の書類を作成



添付書類を準備



提出書類チェックシートにて確認



申請書類一式を郵送

申請にあたり次の書類を提出してください。

★の項目は、通常申請の場合のみに必要な書類です。

(1) 交付申請兼実績報告書(様式第1の4号)

(2) 店舗情報シート(様式第1の4号 別紙2)

※申請店舗分全ての提出が必要です

店舗情報シートには次の写真等の貼り付けが必要です。

①店舗の外観写真(入口・店名が確認できるように撮影)

②店舗の内観写真(お客様が飲食するスペースがわかるように撮影)

③営業時間短縮の実施状況がわかるもの

※営業時間短縮の実施について告知するチラシ等を店頭に貼り、お客様にお知らせしている様子を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている様子のスクリーンショット等

※①店舗の外観写真又は②店舗の内観写真で確認できる場合は省略できます

④通常の営業時間がわかるものの写し

※令和3年8月19日以前から、午後8時から翌日午前5時までの範囲内を含む時間帯に営業していたことのわかるもの。ホームページやメニュー表、看板、チラシ、諸帳簿等

⑤酒類を提供していることがわかるものの写し

※ホームページやメニュー表等

⑥宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を申請店舗に掲示している様子がわかる写真

※①店舗の外観写真又は②店舗の内観写真で確認できる場合は省略できます。

※白黒印刷の場合ポスターの確認に時間を要しますので、カラーでの提出にご協力ください。

★(3) 売上高情報シート(様式第1の4号 別紙3-1又は4-1)

※申請額が下限額となる店舗分も含めて提出が必要です

※作成方法は21ページから27ページ

※特例を使う場合は、通常の売上高情報シートに代えて特例用のものを添付してください(作成方法は47ページ以降を参照してください)

(4) 交付請求書(様式第5号)

(5) 飲食店営業許可書の写し

※申請店舗分全ての許可書の提出が必要です。

次ページにつづきます⇒

- ★ (6)【個人】2019年又は2020年の確定申告書B(第一表・第二表)及び
所得稅青色申告決算書(両面)の写し
【法人】2019年又は2020年の確定申告書別表一及び法人事業概況
説明書の写し

※税抜きで記載されている場合はそれがわかる資料を添付、税込みで記載されている場合は、税抜きの売上高を計算した資料を別途添付してください。

※売上高を求める月の含まれる年又は決算期の申告書を提出ください。

※収受印かe-Tax受付日時・受付番号が記載されているもの。押印・記載のない場合は、送信票、受信通知、納税証明書(その2所得金額用、事業所得金額の記載があるもの:税務署で発行)のいずれかを添付すること。

※『1日当たりの売上高』を時短要請日方式で計算した場合は、申告書に加え該当期間の売上台帳等の添付が必要です。

- ★ (7)【複数店舗・事業を行っている場合】店舗ごとの2019年又は2020年の
月別売上高がわかる書類(売上台帳等)

※売上高を求める月の含まれる年又は決算期の書類を提出ください。

※税抜きで記載されている場合はそれがわかる資料を添付、税込みで記載されている場合は税抜きの売上高を計算した資料を別途添付してください。

※申請店舗全ての売上台帳等の提出が必要です。

※『1日当たりの売上高』を時短要請日方式で計算した場合は、該当期間の売上台帳等の添付が必要です。

- ★ (8)【売上高減少額方式で基準額を計算した店舗】店舗ごとの2021年の
売上高がわかる書類(売上台帳等)

※税抜きで記載されている場合はそれがわかる資料を添付、税込みで記載されている場合は、税抜きの売上高を計算した資料を別途添付してください。

※2021年の『1日当たりの売上高』を計算した期間のもののみ提出

(9月方式なら2021年9月分、期間合計方式なら2021年8月と9月の合計、時短要請日方式なら8月27日から9月12日までの合計がわかるもの)

- (9)申請者(法人の場合は代表者)の本人確認書類の写し

- (10)申請者(法人の場合は法人名義)の銀行口座通帳の写し

※オモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の写し(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義人名、口座名義人名フリガナが確認できるもの)

※令和3年4月5日要請分又は5月6日要請延長分で交付を受けた方は、特別な理由がない限り、前回指定した口座への振込みとなります。

- 【複数店舗で申請の場合】

- (11)店舗ごとの申請額一覧(様式第1の4号 別紙1)

《☒交付申請チェックリストで必要書類を確認の上、一緒に提出ください。》

※第10期・第11期の申請を同時に行う場合は、一方に添える書類の一部を省略することができます。

売上高情報シートは店舗ごとの協力金の算出方法によって異なります。まずは、次のいずれかの方法にて店舗の『1日当たりの売上高』を計算してください。 **※売上高は消費税・地方消費税を除きます**

店舗の『1日当たりの売上高』の計算方法

(ア)9月方式

【計算式】

2019年又は2020年9月の店舗の売上高÷30日

(イ)期間合計方式

【計算式】

2019年又は2020年の8月と9月の店舗の売上高の合計÷61日

(ウ)時短要請日方式

【計算式】

2019年又は2020年の8月27日から9月12日の売上高の合計÷17日

※2020年8月27日以降にオープンした店舗等については、特例での計算となります(47ページ以降参照)。

店舗の『1日当たりの売上高』が25万円以下の場合

『売上高方式』で協力金の申請額を求めます。

⇒「別紙3の1」を使用してください(記入方法26ページ)。

店舗の『1日当たりの売上高』が25万円を超える又は大企業の場合

同様方式で2021年の『1日当たりの売上高』を計算し、2019年又は2020年の『1日当たりの売上高』からの減少額を計算してください。

■減少額が25万円以下の場合

・売上高方式

⇒「別紙3の1」を使用してください(記入方法26ページ)。

■減少額が25万円を超える又は大企業の場合

・売上高減少額方式

⇒「別紙4の1」を使用してください(記入方法27ページ)。

※9月方式又は期間合計方式により、店舗の「1日当りの売上高」を計算する場合は、2021年9月の売上が確定している必要があります。

必ずご確認ください！

- 売上高は**消費税・地方消費税を除いた額**を用います。
- 経理処理が税込み・税抜きのどちらであるか不明な場合は、必ず担当の税理士等に確認の上申請を行ってください。
- 確定申告書・売上台帳等が**税抜きで記載されている場合**、添付資料からそれがわかるようにしてください。
例) 確定申告書・売上台帳等に「税抜き」の表示がある場合はその部分にマーカーを塗る
提出された資料が税抜きの額である旨の税理士による証明書を添付する、等
- 確定申告書・売上台帳等が**税込みで記載されている場合**は、**税抜きの売上高がわかる資料を作成し、添付**してください。
- 提出書類から売上高が税込み・税抜きのどちらなのか判別がつかない場合は追加書類の提出が必要となるとともに、売上高の確認に時間を要するため、支給が大幅に遅くなりますのでご注意ください。**

消費税・地方消費税の確認方法(例)

【法人・個人共通】

■売上台帳等に税抜きと記載又は税抜き価格及び税額が記載されており、税抜き価格の合計額と確定申告書等の売上高を記入する項目と金額が一致
⇒**税抜きで経理処理されているとみなします。**

■売上台帳等に税込みと記載
⇒**税込みで経理処理されているとみなします。**

【法人の場合】

決算書の注記表にて税込み・税抜きのどちらであるか確認できます。

税込みの売上高を個別に税抜きにすることが困難な場合は『**税込みの売上高÷(1+税率)**』といった方法で税抜きの売上高を計算しても差し支えありません。

- 2020年9月の税込み売上高が100万円であった場合
 $100\text{万円} \div (1 + 0.10) = 909,091\text{円}$ ※2020年9月の税率10%
- 2019年9月の税込み売上高が100万円であった場合
 $100\text{万円} \div (1 + 0.08) = 925,926\text{円}$ ※2019年9月の税率8%

売上高の確認ポイントについて(2/4)

【ポイント1】

売上高情報シートに記載した売上高と、売上台帳等添付書類の売上高は必ず一致させてください。

【具体例】 ※第11期は、9月方式となりますので8月を9月と読み替えてください。

売上台帳(2019年8月度)

	売上 (税抜)	税額	売上 (税込)
2019年8月1日	81,555	6,525	88,080
2019年8月2日	50,000	4,000	54,000
2019年8月3日	97,592	7,808	105,400
2019年8月4日	55,555	4,445	60,000
.	.	.	.
2019年8月31日	69,444	5,556	75,000
8月合計	2,636,344	210,908	2,847,252

?

様式第1の4号 別紙3-1(第5条関係) 抜粋

1. 1日当たりの売上高の計算 【対象期間の属する年をチェックしてください: ☒ 2019年/☐ 2020年】

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高(A) ※消費税・地方消費税を除く、1円単位まで記入	
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	2,636,344円	(
☐ 期間合計方式 (7月1日から8月31日)	円	(
☐ 時短要請日方式 (7月	円	(

添付した売上台帳の税抜額と申請書類記載の売上高が一致している

1. 1日当たりの売上高の計算 【対象期間の属する年をチェックしてください: ☒ 2019年/☐ 2020年】

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高(A) ※消費税・地方消費税を除く、1円単位まで記入	
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	2,847,252円	(
☐ 期間合計方式 (7月1日から8月31日)	円	(
☐ 時短要請日方式 (7月	円	(

税込みの売上高が転記されています！
必ず税抜きの売上高を記載してください！

1. 1日当たりの売上高の計算 【対象期間の属する年をチェックしてください: ☒ 2019年/☐ 2020年】

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高(A) ※消費税・地方消費税を除く、1円単位まで記入	
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	2,956,874円	(
☐ 期間合計方式 (7月1日から8月31日)	円	(
☐ 時短要請日方式 (7月21日から8月16日)	円	(

申請書に記載された売上高が添付書類では確認できません。
必ず申請書と添付書類の売上高を一致させてください！

【ポイント3】

売上台帳等に記載されている売上高が税込み・税抜きのどちらなのかが確認できるようにしてください。



売上台帳等に税抜き金額であることが明記されている

売上台帳			
	<u>売上（税抜）</u>	税額	売上（税込）
2019年1月	3,105,555	248,445	3,354,000
2019年2月	1,500,925	120,075	1,621,000
2019年3月	2,735,185	218,815	2,954,000
2019年4月	2,976,388	238,112	3,214,500
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
2019年12月1日	3,889,814	311,186	4,201,000
2019年合計	29,764,444	2,381,156	32,145,600



売上台帳等からでは税込み・税抜きのどちらなのかが不明

売上台帳(2019年8月度) ※9月が対象となりますのでご注意ください。

	売上
2019年8月1日	88,080
2019年8月2日	54,000
2019年8月3日	105,400
2019年8月4日	60,000
・	・
・	・
・	・
2019年8月31日	75,000
8月合計	2,847,252

売上台帳等から税込み・税抜きが確認できない場合

- 税込みの場合、税抜きの売上高がわかる書類等を別途添付してください。
- 税抜きの場合、税理士による証明等を添付してください。

売上高情報シート(売上高方式)の記入方法

点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

店舗の名称及び施設No.を記入してください(1店舗のみの場合は「1」)。
※複数店舗で申請を行う場合、施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

売上高方式用であることを確認。

計算に用いた月が属する年を選択してください。

(関係係)

時間短縮営業を行った店舗の売上高情報シート
(第8期: 7/21~8/17日)

売上高方式用

計算式にもとづき1日当たりの売上高を計算してください。

いずれかを選択

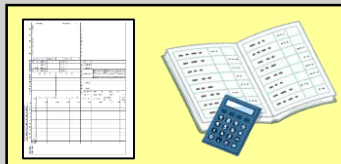
1. 1日当たりの売上高の計算 【対象期間の属する年をチェックしてください: ☒ 2019年 / ☐ 2020年】

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高(A) ※申請書・売上高台帳等から1日単位まで記入	計算式	1日当たりの売上高(B) ※1日単位まで記入(小数点以下切り上げ)
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	2,636,344円	(A) ÷ 31 =	85,044円
☐ 期間合計方式 (7月1日から8月31日)	円	(A) ÷ 62 =	円
☐ 時短要請日方式 (7月21日から8月16日)	円	(A) ÷ 27 =	円

2. 申請額の算出

要請期間	1日当たりの協力金単価(C) ※計算式: (B) × 0.4 (千円未満切り上げ)	計算式	店舗ごとの申請額 ※複数店舗の方は店舗ごとの申請額を別紙1に転記してください
第8期 (2019年7月21日から8月17日)	26,000円	(C) × 27 =	702,000円

対象期間の売上高を確定申告書・売上台帳等から転記してください。



『1日当たりの売上高』に「0.4」をかけて、『1日当たりの協力金単価』を求めてください。

※第10期は「0.3」、第11期は「0.4」となりますので注意！

『1日当たりの協力金単価』に日数をかけ、『店舗ごとの申請額』を求めてください。

第8期

売上高情報シートの記載内容の確認のために次の添付資料が必要となります(詳細は28・29ページ)。

■ 共通

・確定申告書

※売上高を求める月の含まれる年又は決算期の申告書を提出ください。

■ 複数店舗で申請を行う場合、追加で必要となるもの

・店舗ごとの売上がわかるもの(店舗ごとの売上台帳等)

■ 時短要請日方式を選択した場合、追加で必要となるもの

・8月27日から9月12日までの日ごとの売上高がわかるもの(日計表等)

売上高情報シート(売上高減少額方式)の記入方法

点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

店舗の名称及び施設No.を記入してください(1店舗のみの場合は「1」)。
※複数店舗で申請を行う場合施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

売上高減少額方式用であることを確認。

売上高減少額方式

計算に用いた月が属する年を選択してください。

時間短縮営業を行った店舗の売上高情報シート
(第8期: 7/21~8/17分)

計算式にもとづき1日当たりの売上高を計算してください。

いづれが選択

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高(A) ※消費税・地方消費税除く、1円単位まで記入	計算式	1日当たりの売上高(B) ※1円単位まで記入(小数点以下切り上げ)
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	11,510,970円	(A) ÷ 31 =	371,322円
☐ 期間合計方式 (7月1日から8月31日)	円	(A) ÷ 62 =	円
☐ 時短要請日方式 (7月21日から8月16日)	円	(A) ÷ 27 =	円

1. 1日当たりの売上高の計算
対象期間の属する年をチェックしてください: ☒ 2019年 / ☐ 2020年

1日当たりの売上高(B) × 0.3
(千円未満切り上げ) 112,000円

2. 2021年の1日当たりの売上高の計算
同じ方式を選択

対象期間 ※【1. 1日当たりの売上高の計算】で選択したものと同一の方式を選択	対象期間の売上高(C) ※消費税・地方消費税除く、1円単位まで記入	計算式	2021年の1日当たりの売上高(D) ※1円単位まで記入(小数点以下切り上げ)
☒ 8月方式 (2021年8月1日から8月31日)	3,440,430円	(C) ÷ 31 =	110,982円
☐ 期間合計方式 (2021年7月1日から8月31日)	円	(C) ÷ 62 =	円
☐ 時短要請日方式 (2021年7月21日から8月16日)	円	(C) ÷ 27 =	円

3. 申請額の算出

1日当たりの売上高減少額(E) ※計算式: (B) - (D)	1日当たりの協力金単価(F) ※計算式: (E) × 0.4 (千円未満切り上げ)	計算式	店舗ごとの申請額 ※複数店舗の方は店舗ごとの申請額を別紙1に転記してください
260,340円	105,000円	(F) × 27 =	2,835,000円

※1日当たりの売上高(B) × 0.3を上回る場合は、『1日当たりの協力金単価(F)』は『1日当たりの売上高(B) × 0.3』を記入してください。

『1日当たりの減少額』を求めてください。

『1日当たりの減少額』に「0.4」をかけて、『1日当たりの協力金単価』を求めてください。

『1日当たりの協力金単価』に日数をかけ、店舗ごとの申請額を求めてください。

売上高を確定申告書・帳簿等から転記してください。

売上高情報シートの記載内容の確認のために次の添付資料が必要となります(詳細は28・29ページ)。

■共通

・確定申告書※、2021年の売上高がわかるもの(売上台帳等)

※売上高を求める月の含まれる年又は決算期の申告書を提出ください。

■複数店舗で申請を行う場合、追加で必要となるもの

・店舗ごとの売上がわかるもの(店舗ごとの売上台帳等)

■時短要請日方式を選択した場合、追加で必要となるもの

・8月27日から9月12日までの1日ごとの売上高がわかるもの(日計表等)

売上高情報シートの添付資料について①

売上高情報シートの添付書類として次のものが必要になります。

全ての申請者が提出が必要なもの

【個人】2019年又は2020年の確定申告書B(第一表・第二表)
及び所得税青色申告決算書(両面)の写し

①確定申告書B第一表
及び第二表(2枚)



②所得税青色申告決算書(両面2枚)

【法人】2019年又は2020年確定申告書別表一及び
法人事業概況説明書の写し

①確定申告書別表一(1枚)



②法人事業概況説明書(両面2枚)

※売上高を求める月の含まれる年又は決算期のものを提出してください
(決算日をまたぐ場合は複数期分)。

※確定申告書等を消費税・地方消費税込み方式で記載している場合は、
消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出
してください。

なお、税抜き方式の場合には、売上高が税抜きであることがわかる資
料を必ず添付してください。**資料の添付がない場合には、税込み方式
として税率相当分を割り戻した上で支給額を決定する場合があります。**

申請者により追加で提出が必要なもの

時短要請日方式で『1日当たりの売上高』を算出した場合

対象店舗の8月27日から9月12日の売上高がわかるもの(日計表等)

複数店舗で申請した場合

店舗ごとの売上台帳等店舗ごとの売上高がわかるもの

売上高減少額方式で支給額を算出した場合

2021年の売上高がわかる書類(売上台帳等)

大規模法人等の場合

資本金1億円以上の法人など調査課所管法人の場合は、法人事業概況説明書に代えて、会社事業概況書及びIR情報などから飲食部門の売上高がわかる資料を提出してください。

白色申告の場合

月ごとの売上高を確認する必要がありますので、提出した年度と同じ年度の月別売上高がわかる売上台帳等を併せて提出してください(12カ月分必要です)。

確定申告を行っていない場合

【市県民税申告を行っている場合】

確定申告書に代えて、市県民税申告書の写しを提出してください。

【申告不要等の理由から確定申告・市県民税申告を行っていない場合】

申告不要等になっている場合、売上高方式等で協力金単価を計算すると下限額となると想定されます。この場合には、簡易申請による申請となります。(通常申請には、確定申告書などの写しが必要です。)

社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)の場合

収益事業を行っていないなど、確定申告書が不要の場合には、確定申告書の代わりとして、事業活動収支計画書、事業活動計画書、正味財産増減計算書等、根拠法令等において作成が義務付けられている書類を提出してください。

申請書の記入方法 (1店舗で申請する場合、1/2)

第 1 1 期

通常申請

点線枠の中を全て記入・押印してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

第11期分の申請書であることを確認してください。

仙台市感染症拡大防止協力金交付申請兼実績報告書 (第8期: 7/21~8/17分)

株式会社
都の都仙台
社長印

押印漏れがないようご確認ください。(2箇所)
個人の場合、認印(スタンプ印不可)。
法人の場合、“代表者印(法人実印)”にて押印をお願いします。

申請者の住所・法人名等を漏れなく記入してください。
※部屋番号まで記入してください。
※法人の場合は、本店所在地を記入してください。

事業者

令和3年 8月 17日
郵便番号 〒980-8671
所在地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1
カブシキガイシャ ミヤコセンダイ
法人名 株式会社 都の都仙台
又は屋号
役職 代表取締役社長
フリガナ タノ ミチ
氏名 杜野 都
代表者
生年月日 T・S・日 元年 1月 1日
性別 男 ・ 女

株式会社
都の都仙台
社長印

仙台市感染症拡大防止協力金交付要綱第5条の規定

記

【法人のみ】国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください。
※わからない場合は国税庁「法人番号公表サイト」から検索できます。

1 申請者の基本情報

申請 事業者 情報	どちらか 選択	☒ 法人	☐ 大企業		☒ 中小企業		☐ その他法人 ()		
		法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3						
		資本金	1,000千円		従業員数	50人			
		☐ 個人事業主							
業種 (一覧表から記号を選択)		M							
代表者との関係		経理担当	フリガナ	氏名 役所 太郎					
連絡先		(電話番号)	0 2 2 - ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●						
		(メール)	● ● ● ● @city.sendai.jp						

業種は59ページの一覧表から選択。

2 申請方法

どちらか 選択	☐ 簡易申請	全ての店舗の1日当たりの売上高が ※店舗ごとの1日当たりの協力金の額は25,000円 ※確定申告書及び売上台帳等の提出は不要です。
	☒ 通常申請	1日当たりの売上高が83,333円以上 ※原則として確定申告書及び売上台帳等の提出は必要です。※売上高は税引前金額です。 ※算定方法により、申請額が異なりますので必ず印や手引き等を確認の上、申請してください。

市からの連絡が取れる連絡先・担当者を記入してください。連絡は主に平日の午前9時から午後5時の間に行います。
※連絡先の記入は必須です。

⇒裏面(2ページ目)も漏れなく記載してください。

第8期

1 / 2

申請書の記入方法 (1店舗で申請する場合、2/2)

第 1 1 期
通常申請

点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

3 協力実施(要請対象)店舗数等

大企業以外記入欄(いずれか選択)	☐	1店舗 かつ当該店舗の1日当たりの売上高が83,333円以下
	☒	1店舗 かつ当該店舗の1日当たりの売上高が83,333円を超える ※通常申請で共通となる書類の他、店舗の売上高情報シート(別紙3-1又は4-1)等の提出が必要となります。
	☐	複数店舗() かつ全ての店舗の1日当たりの売上高が83,333円以下 ※通常申請で共通となる書類の他、店舗ごとの申請額一覧(別紙1)等の提出が必要となります。
	☐	複数店舗() かつ1日当たりの売上高が83,333円を超える店舗がある ※通常申請で共通となる書類の他、店舗ごとの申請額一覧(別紙1)、店舗の売上高情報シート(別紙3-1又は4-1)等の提出が必要となります。
大企業記入欄	『1店舗 かつ当該店舗の1日当たりの売上高が100,000円を超える』の欄にチェックを入れてください。	

☐ 認証制度特例店舗あり ※認証制度特例を使用する店舗がある場合にチェックを入れてください。
※別紙3-4又は別紙4-4等の添付が必要となります。

4 交付申請額

702,000円 ※交付決定後の変更はできませんのでご注意ください。

『売上高情報シート』で計算した交付申請額(第11期分)の合計を記入してください。

5 誓約事項(申請にあたっては全ての事項を確認し、同意チェック欄にチェックが必要です)

同意チェック欄 ☒ 私は、仙台市感染症拡大防止協力金(第8期)の交付申請に関して、下記のとおり誓約します。

1 要請の対象期間全てにおいて、全ての対象施設が営業時間短縮を実施しました。

【対象期間】令和3年7月21日午後9時から令和3年8月17日午前5時

【対象施設】午前5時から午後9時での営業とする営業時間短縮
酒類の提供は午前11時から午後8時

誓約事項をご確認いただき、同意チェック欄にチェックを入れてください。
誓約事項に同意いただけない場合は協力金の支給はできません。

止協力金申請の手引き等を確認しており、協力金の申請に関し、全てを遵守しています。また、仙台市補助金等交付規則及び仙台市感染症拡大防止協力の規定に従うことについて同意します。

料の記載事項に虚偽はありません。もし、虚偽その他不正の手段による交付を受けたことが判明した場合は、仙台市感染症拡大防止協力の規定により、交付決定の取消や協力金の返還等に応じるとともに、規則第18条第1項による加算金等の支払及び事業者名の公表に応じるとともに、未納額につき仙台市補助金(協賛事業金)を納付することに応じます。

チェック漏れの不備が多いので注意してください

- 4 仙台市から報告書を受け取り、これを提出します。
- 5 協力金の交付を受け、これを適切に使用します。
- 6 申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名や対象施設名等の情報が公表されることに同意します。
- 7 申請書類及び添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意します。
- 8 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、協力金の交付申請に当たりそれを証明する書類を添付しています。
- 9 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 10 申請書類及び添付書類の内容について、仙台市が行政機関や警察等に確認等を行うとともに、他の行政機関や警察等が協力金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供することに同意します。

店舗情報シートの記入方法 (1/2)

第 1 1 期
通常申請

点線枠の中を全て記入し写真等を貼付してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

別紙 2 (店舗情報シート) 表面

店舗の名称(フリガナ)及び施設No.を記入してください(1店舗のみの場合は「1」)。
※複数店舗で申請を行う場合、施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

店舗の所在地・営業時間等を記入してください。
※所在地はビル名や階数まで記載してください。
※営業許可書と一致している必要があります。

第11期の店舗情報シートであることを確認してください。

様式第1-8号 別 (第5条関係)

時間短縮営業を行った店舗の店舗情報シート (第8期: 7/21~8/17分)

No.	1	フリガナ	モリノミヤコショクドウホンテン
		店舗名称	杜の都食堂本店

1 店舗情報記入欄

店舗所在地 仙台市 青葉区国分町3丁目7-1

通常営業時間 16時00分から22時00分まで

酒類の提供状況 提供なし(提供あり(16時00分から22時00分まで))

店舗種別

※該当する方に

☐ 接待を伴う営業を行っている飲食店

☒ 酒類の提供を行っている飲食店

感染対策実施状況

※該当する方に

☒ 「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。

☒ 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」取得し掲示するとともに、取得に必要な感染防止対策の取り組みを実施している。

2 営業時間短縮要請への協力状況

【要請期間】第8期: 令和3年7月21日午後9時から8月17日午前5時

営業時間 16時00分から21時00分まで

酒類提供 提供なし・提供あり(16時00分から20時00分まで)

うち休業 8月7日から8月16日まで

3 店舗の外観写真

貼り付け欄(入口・店名が判別できる写真を貼り付けてください)

杜の都食堂 本店

感染対策の実施状況について該当する方にチェックを入れてください。
※みやぎ飲食店コロナ対策認証店は「認証ステッカーを取得・掲示」の欄にチェックをお願いします。

対象期間中の営業時間を記載してください。

店舗の入り口・店舗名等が読み取れる外観写真を貼り付けてください
※入居ビルの写真や入居ビル入り口の看板の写真では不可とします。
※1枚で入り口と店舗名の確認が困難な場合、複数枚添付してください。

※複数店舗で申請する場合は店舗情報シートを申請店舗分作成して添付してください。

店舗情報シートの記入方法 (2/2)

第 1 1 期
通常申請

点線枠の中を全て記入し写真等を貼付してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

別紙 2 (店舗情報シート) 裏面

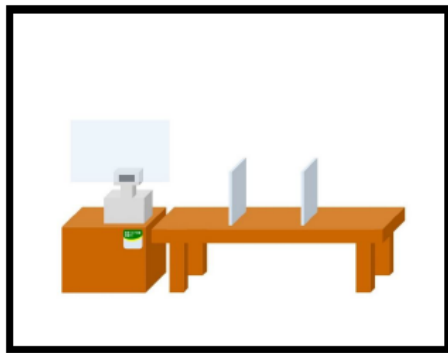
店舗の名称及び施設No.を記入してください。
※施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致
させてください。

No	1	店舗名称	杜の都食堂本店
----	---	------	---------

4 店舗の内観写真

貼り付け欄

(お客様が飲食するスペースがわかる店内写真を貼り付けてください)



客席が見渡せる内観写真を貼り付けてください。
※個室のみの店舗等の場合は、個室を撮影したものでも可。
※レジ前等飲食スペースが確認できないものは不可。

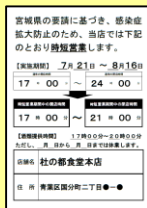
5 その他の貼り付け欄

① 営業時間短縮要請への協力状況

②宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」等の取得・掲示状況等

店舗の外観・内観写真で営業時間短縮要請への協力状況、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」の取得・掲示状況等がわからない場合は、追加で貼り付けてください。

店舗の外観又は内観写真から、①営業時間の短縮協力状況、②宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」の取得・掲示状況がわからないときは、別途この欄にわかるものを貼り付けてください。



例)営業時間の短縮を告知した貼り紙やSNSのスクリーンショット等(協力期間の始期・終期が明確にわかること)



例) 新型コロナ対策実施中ポスター又はみやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカーの掲示状況を写した写真

※複数店舗で申請する場合は店舗情報シートを申請店舗分作成して添付してください。

感染防止対策の実施について

協力金の申請には感染防止対策の実施が要件になっています。感染防止対策実施状況について宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』を取得・掲示していることをもって確認させていただきます。



※宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』の見本

※必ず飲食店向けポスター（緑色）を掲示してください。
異なる業種向けポスターを掲示している場合は対象になりません。

宮城県『新型コロナ対策実施中ポスター』は、下記ホームページから申込及びダウンロードが可能です。

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen.html>

※宮城県のトップページより次のとおり進むと該当ページになります。

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [食の安全](#) > [食品衛生](#) > 「新型コロナ対策実施中」ポスター（飲食店用）

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [生活衛生](#) > [旅館・公衆浴場](#) > 「新型コロナ対策実施中」ポスター（飲食店用）



また、ポスター取得のための申込は、郵送申請も可能です。申請書は、市商工観光部産業戦略課又は市内各商工会の窓口でも配布しています。お問い合わせや申請先は、宮城県食と暮らしの安全推進課となります。

「みやぎ飲食店コロナ対策認証」を受けている店舗については『新型コロナ対策実施中ポスター』に代えて、『認証ステッカー』の掲示状況を添付いただくことも可とします。



※『みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー』の見本

『新型コロナ対策実施中ポスター』並びに『みやぎ飲食店コロナ対策認証制度』については、宮城県食と暮らしの安全推進課(022-211-2643)にお問い合わせください。

交付請求書の記入方法

点線枠の中を全て記入・押印してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

第11期分の交付請求書であることを確認してください。

様式第5-8号(第8条関係)

仙台市感染症拡大防止協力金交付請求書

(第8期: 7/21~8/17分)

押印漏れがないようご確認ください(2箇所)。
個人の場合は、認印(スタンプ印不可)。
法人の場合、“代表者印(法人実印)”にて押印をお願いします。

株式会社
杜の都仙台
社長印

申請者の住所・法人名等を漏れなく記入してください。
※部屋番号まで記入してください。

郵便番号 〒980-8671
本店所在地 又は住民登録地 仙台市青葉区国分町3丁目7-1
フリガナ カブシキカイシャ モリノミヤコセンダイ
法人名 株式会社 杜の都仙台
又は屋号
代表者 役 職 代表取締役社長
フリガナ タノ ミコ
氏 名 杜野 都

株式会社
杜の都仙台
社長印

仙台市(R3経産地)指令第 号で交付決定及び額の確定の通知がありました
標記の協力金について、仙台市感染症拡大防止協力金交付要綱第8条第1項の規定に基づ
き、下記のとおり請求いたします。

記

1 補助事業の名称 仙台市感染症拡大防止協力金(第8期)

2 請求額

通帳から転記(ゆうちょ銀行の場合は振込用の「店名・店番・口座番号」を記載してください)。

3 支払口座振込依頼

金融機関名	市役所	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード				1	2	3	4
支店名 (店名)	役所	本店 支店	支店コード (店番)				1	2	3	/
預金種別	☒ 普通	☐ 当座	口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ	カ) モリノミヤコセンダイ									

※口座は法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者本人の口座を指定してください。

※ゆうちょ銀行の場合は、口座名義人カタカナは通帳を開いた1・2ページ目に記載されているカタカナ表記のものを記入してください(通帳の表紙記載の漢字記載のものではありません)

第8期

添付書類について(営業許可書)

営業にあたり必要な許可等を取っていることの確認のため、申請する店舗ごとに営業許可書の写しを提出いただきます。

飲食店営業許可書

※全ての店舗分提出

The diagram shows a sample of a Food Business License form with several callouts explaining requirements:

- 申請者の名義になっている必要があります。** (Must be in the name of the applicant.)
- 名義が異なる場合は不備となります** (If the name is different, it is an omission.)
- 所在地が対象区域内になっている必要があります。** (The location must be within the designated area.)
- 名称・屋号が店舗情報シートに記載されているものと一致している必要があります。** (The name/alias must match the information on the store information sheet.)
- 協力要請期間前に取得し、申請時点で有効期限内である必要があります。**
※要請期間中に更新した場合、新旧両方を提出してください。 (Must be obtained before the request period and valid at the time of application. If renewed during the request period, submit both old and new.)

The form itself includes the following fields:

- 営業許可書
- 業種 飲食店営業
- 有効期間 令和元年●月●日から 令和3年●月●日まで
- 令和元年●月●日
- 仙台市保健所
- 記
- 業者氏名 ●●●●●●●●
- 業所所在地 ●●●●●●●●
- 屋号又は商号 ●●●●●●●●
- 許可条件 ●●●●

名義変更・更新・再発行等の手続き中の場合

名義変更等の手続き中の理由で申請書と営業許可書の記載事項が異なる場合は、現在の営業許可書と名義変更等の手続きの受理を証明するものを併せて提出してください。営業許可書を紛失し再発行手続き中の場合は受理を証明するもののみを提出してください。

※名義変更・更新・再発行等手続き確認先

■飲食店営業許可書

栗原保健所

氏名、生年月日、現住所が確認できる写真付きの本人確認書類の写しを一つ提出してください。

（法人の場合は「法人代表者」、個人事業者の場合は「申請者」のものを提出してください）

写真なしの場合は本人確認書類を二つ提出してください。

【写真付き本人確認書類の例】

■免許証等

※有効期限内のもの

※オモテとウラの両面をコピー

■個人番号カード（マイナンバーカード）

※オモテ面のみコピーをとって提出してください（裏面にはマイナンバーが記載されているため）。

■在留カード、特別永住者証明書

※オモテとウラの両面をコピー

【写真なしの本人確認書類の例】

■住民票の写し（3カ月以内取得のもの）

■各種健康保険証等の写し（両面）

※いずれの書類も「個人番号（マイナンバー）」は写らないようにしてください。

※個人番号（マイナンバー）通知書は、本人確認書類として利用できません。

複数で申請を行う場合の申請書(裏面)記載方法

複数店舗で申請する際、申請書は次のとおり記入します(表面は1店舗での申請と同様です、35ページ参照)点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

3 協力実施(要請対象)店舗数等

大企業以外記入欄(いずれか選択)	☐	1店舗 かつ当該店舗の1日当たりの売上高が83,333円以下
	☐	※『複数店舗かつ1日当たりの売上高が100,000円を超える店舗がある』の欄にチェックを入れてください。 ※店舗数を記入してください。
	☐	複数店舗(※) かつ当該店舗の1日当たりの売上高が83,333円以下 ※簡易申請で共通で必要となる書類の他、店舗ごとの申請額一覧(別紙1)等の提出が必要となります。
大企業記入欄	☒	複数店舗(3 店舗) かつ1日当たりの売上高が83,333円を超える店舗がある ※通常申請で共通で必要となる書類の他、店舗ごとの申請額一覧(別紙1)、店舗の売上高情報シート(別紙3-1又は4-1)等の提出が必要となります。

☐ 認証制度特例店舗あり ※認証制度特例を使用する店舗がある場合にチェックを入れてください。
※別紙3-4又は別紙4-4等の添付が必要となります。

4 交付申請額

4,239,000 円

『店舗ごとの申請額一覧(別紙1)』で計算した交付申請額の合計を記入してください。

5 誓約事項(申請にあたっては全ての事項を確認し、同意チェック欄にチェックが必要です)

同意チェック欄	☒	私は、仙台市感染症拡大防止協力金(第8期)の交付申請に関して、下記のとおり誓約します。
1 協力要請の対象期間全てにおいて、全ての対象施設が営業時間短縮を実施しました。		【対象】 令和3年7月21日午後9時から令和3年8月17日午前5時 【要請】 午前5時から午後9時での営業とする営業時間短縮 の提供は午前11時から午後8時

誓約事項をご確認いただき、同意チェック欄にチェックを入れてください。
誓約事項に同意いただけない場合は協力金の支給はできません。

申請の手引き等を確認しており、協力金の申請に関し、全てまた、仙台市補助金等交付規則及び仙台市感染症拡大防止ことについて同意します。

事項に虚偽はありません。もし、虚偽その他不正の手段によりを受けたことが判明した場合は、仙台市感染症拡大防止協より、交付決定の取消や協力金の返還等に応じるとともに、8条第1項による加算金等の支払及び事業者名の公表に応じ助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金延滞金(遅延損害金)を納付することに応じます。

申請内容及び所在地等の情報を営業時間短縮の要請に同意します。

申請書内容及び添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意します。

業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、協力金の交付申請に当たりそれを証明する書類を添付しています。

代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

申請書類及び添付書類の内容について、仙台市が行政機関や警察等に確認等を行うとともに、他の行政機関や警察等が協力金の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、申請書類及び添付書類に記載された情報を他の行政機関や警察等の求めに応じて情報提供することに同意します。

店舗ごとの申請額一覧の記入方法 (1/2)

第1期
通常申請
複数店舗

複数店舗で申請を行う場合、『店舗ごとの申請額一覧(別紙1)』の提出が必要です。

様式第1-8号 別紙4-1 (第5条関係)

時間短縮営業を行った店舗の売上高情報シート
(第8期: 7/21~8/17日)

No. 1 店舗名称 杜の都食堂本店

1. 1日当たりの売上高の計算 (対象期間の異なる年をチェックしてください。2019年/2020年)

対象期間	対象期間の売上高(A)	計算式	1日当たりの売上高(B)
8月方式 (8月1日から8月31日)	11,510,970円	(A) ÷ 31 =	371,322円
期間平均方式 (7月1日から8月31日)		(A) ÷ 62 =	
時間短縮日方式 (7月21日から8月17日)		(A) ÷ 27 =	

1日当たりの売上高(B) × 0.3 = 112,000円

2. 2021年の1日当たりの売上高の計算

対象期間	対象期間の売上高(C)	計算式	2021年の1日当たりの売上高(D)
8月方式 (2021年8月1日から8月31日)	3,440,430円	(C) ÷ 31 =	110,982円
期間平均方式 (2021年7月1日から8月31日)		(C) ÷ 62 =	
時間短縮日方式 (2021年7月21日から8月17日)		(C) ÷ 27 =	

3. 申請額の算出

対象期間	1日当たりの売上高減少額(E)	1日当たりの協力金率(F)	計算式	店舗ごとの申請額
第8期 (2021年7月21日から8月17日)	260,340円	105,000円	(F) × 27 =	2,835,000円

『店舗ごとの申請額』は売上高情報シートから転記してください。

店舗No.と店舗の名称を記入します。

店舗ごとの申請額一覧(第8期: 7/21~8/17日)

申請店舗数分記入します

No.	店舗名称	申請額の算出方法	算出結果	店舗ごとの申請額
1	杜の都食堂本店	☐ 売上高方式(83,333円以下) ⇒ 25千円 × 27日 = 675千円 ☐ 売上高方式(83,333円超250,000円以下) ⇒ 75千円 × 27日 = 2,025千円 ☐ 売上高方式(250,000円超) ⇒ 105千円 × 27日 = 2,835千円 ☒ 売上高減少額方式 ⇒ 260,340円 × 27日 = 7,029千円 ☐ 認定制度特例 ⇒ 千円 × 日 = 千円	2,835,000円	
2	杜の都食堂仙台駅前店	☒ 売上高方式(83,333円以下) ⇒ 25千円 × 27日 = 675千円 ☐ 売上高方式(83,333円超250,000円以下) ⇒ 75千円 × 27日 = 2,025千円 ☐ 売上高減少額方式 ⇒ 千円 × 27日 = 千円 ☐ 認定制度特例 ⇒ 千円 × 日 = 千円	729,000円	
3	レストラン杜の都	☒ 売上高方式(83,333円以下) ⇒ 25千円 × 27日 = 675千円 ☐ 売上高方式(83,333円超250,000円以下) ⇒ 75千円 × 27日 = 2,025千円 ☐ 売上高減少額方式 ⇒ 千円 × 27日 = 千円 ☐ 認定制度特例 ⇒ 千円 × 日 = 千円	675,000円	
売上高が100,000円以下の店舗はここにチェックしてください。				
記載する店舗No.と記載順は店舗情報シートと必ず統一してください。				
(店舗ごとの申請額を合計してください) 4,239,000円				

第8期

『店舗ごとの申請額』の合計額を記入します。

様式第1-8号 別紙2 (第5条関係)

時間短縮営業を行った店舗の店舗情報シート (第8期: 7/21~8/17日)

No. 1 店舗名称 杜の都食堂本店

1. 店舗情報記入欄

店舗所在地 仙台市青葉区宮城3丁目7-1

営業時間 16時00分から22時00分まで

酒類の提供状況 提供なし(提供あり)(16時00分から22時00分まで)

店舗情報 提供なし(提供あり)

感染対策 実施状況 対応あり

2. 営業時間短縮営業への協力状況

【要領期間】第8期: 令和3年7月21日午後9時から8月17日午前5時

営業時間 16時00分から22時00分まで

酒類の提供状況 提供なし(提供あり)(16時00分から22時00分まで)

うち休業 8月7日から8月1日まで

3. 店舗の外観写真

貼り付け欄(入口・店名が判別できる写真を貼り付けてください)

杜の都食堂 本店

第8期

店舗ごとの申請額一覧の記入方法 (2/2)

第1期
通常申請
複数店舗

点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

(参考) 下限額の店舗の売上高情報シート

通常申請で複数店舗で申請を行う場合、協力金単価が下限額となる店舗についても売上高情報シートの作成が必要になります。

店舗の名称及び施設No.を記入してください。
※施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

計算に用いた月が属する年を選択してください。

計算式にもとづき1日当たりの売上高を計算してください。

いずれかを選択

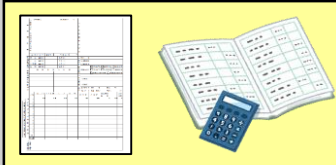
1. 1日当たりの売上高の計算 【対象期間の属する年をチェックしてください: ☒ 2019年 / ☐ 2020年】

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高(A) ※消費税・地方消費税除く。1円単位まで記入	計算式	1日当たりの売上高(B) ※1円単位まで記入(小数点以下切り上げ)
☒ 8月方式 (8月1日から8月31日)	1,961,730円	(A) ÷ 31 =	63,282円
☐ 期間合計方式 (7月1日から8月31日)	円	(A) ÷ 62 =	円
☐ 時短要請日方式 (7月21日から8月16日)	円	(A) ÷ 27 =	円

2. 申請額の算出

要請期間	1日当たりの協力金単価(C) ※計算式: (B) × 0.3(千円未満切り上げ)	計算式	店舗ごとの申請額 ※複数店舗の方は店舗ごとの申請額を別紙1に転記してください
対象期間の売上高を確定申告書・帳簿等から転記してください。	25,000円 ※下限: 2.5万円、上限: 7.5万円	(C) × 27 =	675,000円

対象期間の売上高を確定申告書・帳簿等から転記してください。



『40,000円』と記入してください。

『680,000円』と記入してください。

第8期

協力金の額の算出例

(ア)9月方式×(A)売上高方式

$$\begin{aligned} \text{協力金単価} &= \text{『1日当たりの売上高』} \times 0.4 \\ &= (2019\text{年又は}2020\text{年の9月の売上高} \div 30\text{日}) \times 0.4 \end{aligned}$$

■2020年9月の売上高:260万円

$$\begin{aligned} 260\text{万円} \div 30\text{日} \times 0.4 &= 34,667\text{円} \leq 40,000\text{円}(\text{下限額}) \\ \Rightarrow \text{協力金単価} &: 40,000\text{円} \times \end{aligned}$$

※算出結果が下限額(40,000円)以下のため
協力金単価は40,000円となります。

$$\text{協力金の額} = 680,000\text{円}(\text{協力金単価} \times 17\text{日})$$

■2020年9月の売上高:550万円

$$\begin{aligned} 550\text{万円} \div 30\text{日} \times 0.4 &= 73,334\text{円} \\ \Rightarrow \text{協力金単価} &: 74,000\text{円}(\text{千円未満切り上げ}) \end{aligned}$$

$$\text{協力金の額} = 1,258,000\text{円}(\text{協力金単価} \times 17\text{日})$$

■2020年9月の売上高:1,100万円

$$\begin{aligned} 1,100\text{万円} \div 30\text{日} \times 0.4 &= 146,667\text{円} \geq 100,000\text{円}(\text{上限額}) \\ \Rightarrow \text{協力金単価} &: 100,000\text{円} \times \end{aligned}$$

※算出結果が上限額(100,000円)以上のため
協力金単価は100,000円となります。

$$\text{協力金の額} = 1,700,000\text{円}(\text{協力金単価} \times 17\text{日})$$

(イ) 期間合計方式 × (A) 売上高方式

$$\begin{aligned} \text{協力金単価} &= \text{『1日当たりの売上高』} \times 0.4 \\ &= 2019\text{年又は}2020\text{年の}8\text{月及び}9\text{月の} \\ &\quad \text{売上高の合計} \div 61\text{日} \times 0.4 \end{aligned}$$

■ 2019年8月と9月の売上高の合計: 400万円

$$\begin{aligned} 400\text{万円} \div 61\text{日} \times 0.4 &= 26,230\text{円} \leq 40,000\text{円 (下限額)} \\ &\Rightarrow \text{協力金単価: } 40,000\text{円} \times \end{aligned}$$

※ 算出結果が下限額(40,000円)以下のため
協力金単価は40,000円となります。

$$\text{協力金の額} = 680,000\text{円} (\text{協力金単価} \times 17\text{日})$$

■ 2019年8月と9月の売上高の合計: 1,100万円

$$\begin{aligned} 1,100\text{万円} \div 61\text{日} \times 0.4 &= 72,132\text{円} \\ &\Rightarrow \text{協力金単価: } 73,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\text{協力金の額} = 1,241,000\text{円} (\text{協力金単価} \times 17\text{日})$$

■ 2019年8月と9月の売上高の合計: 1,800万円

$$\begin{aligned} 1,800\text{万円} \div 61\text{日} \times 0.4 &= 118,033\text{円} \geq 100,000\text{円 (上限額)} \\ &\Rightarrow \text{協力金単価: } 100,000\text{円} \times \end{aligned}$$

※ 算出結果が上限額(100,000円)以上のため
協力金単価は100,000円となります。

$$\text{協力金の額} = 1,700,000\text{円} (\text{協力金単価} \times 17\text{日})$$

(ウ)時短要請日方式×(A)売上高方式

$$\begin{aligned} \text{協力金単価} &= \text{『1日当たりの売上高』} \times 0.4 \\ &= 2019\text{年又は}2020\text{年の}8\text{月}27\text{日から} \\ &\quad 9\text{月}12\text{日の売上高の合計} \div 17\text{日} \times 0.4 \end{aligned}$$

■2019年8月27日から9月12日の売上高の合計:130万円

$$\begin{aligned} 130\text{万円} \div 17\text{日} \times 0.4 &= 30,589\text{円} \leq 40,000\text{円(下限額)} \\ &\Rightarrow \text{協力金単価:}40,000\text{円} \ast \end{aligned}$$

※算出結果が下限額(40,000円)以下のため
協力金単価は40,000円となります。

$$\text{協力金の額} = 680,000\text{円(協力金単価} \times 17\text{日)}$$

■2019年8月27日から9月12日の売上高の合計:280万円

$$\begin{aligned} 280\text{万円} \div 17\text{日} \times 0.4 &= 65,883\text{円} \\ &\Rightarrow \text{協力金単価:}66,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\text{協力金の額} = 1,122,000\text{円(協力金単価} \times 17\text{日)}$$

■2019年8月27日から9月12日の売上高の合計:510万円

$$\begin{aligned} 510\text{万円} \div 17\text{日} \times 0.4 &= 120,000\text{円} \geq 100,000\text{円(上限額)} \\ &\Rightarrow \text{協力金単価:}100,000\text{円} \ast \end{aligned}$$

※算出結果が上限額(100,000円)以上のため
協力金単価は100,000円となります。

$$\text{協力金の額} = 1,700,000\text{円(協力金単価} \times 17\text{日)}$$

(ア)9月方式×(B)売上高減少額方式

$$\text{協力金単価} = (\text{2019年又は2020年の9月の売上高} \div 30 \text{日} - \text{2021年9月の売上高} \div 30 \text{日}) \times 0.4$$

■2019年9月の売上高:1,000万円

2021年9月の売上高:200万円

$$(1,000 \text{万円} \div 30 \text{日} - 200 \text{万円} \div 30 \text{日}) \times 0.4$$

$$= (333,334 \text{円} - 66,667 \text{円}) \times 0.4$$

$$= 266,667 \text{円} \times 0.4$$

$$= 106,667 \text{円} \dots \text{①}$$

売上高減少方式における単価上限=200,000円…②

①と②を比較して額の小さい方が協力金単価となります。

①≤②なので協力金単価:107,000円(千円未満切り上げ)

$$\text{協力金の額} = 1,819,000 \text{円} (\text{協力金単価} \times 17 \text{日})$$

■2019年9月の売上高:2,700万円

2021年9月の売上高:100万円

$$(2,700 \text{万円} \div 30 \text{日} - 100 \text{万円} \div 30 \text{日}) \times 0.4$$

$$= (900,000 \text{円} - 33,334 \text{円}) \times 0.4$$

$$= 866,666 \text{円} \times 0.4$$

$$= 346,667 \text{円} \dots \text{①}$$

売上高減少方式における単価上限=200,000円…②

①と②を比較して額の小さい方が協力金単価となります。

①≥②なので協力金単価:200,000円

$$\text{協力金の額} = 3,400,000 \text{円} (\text{協力金単価} \times 17 \text{日})$$

(イ) 期間合計方式 × (B) 売上高減少額方式

協力金単価 = (2019年又は2020年の8月及び9月の売上高の
合計 ÷ 61日 - 2021年8月及び9月の売上高の
合計 ÷ 61日) × 0.4

■ 2019年8月と9月の売上高の合計: 1,800万円
2021年8月と9月の売上高の合計: 500万円

$(1,800万円 \div 61日 - 500万円 \div 61日) \times 0.4$
 $= (295,082円 - 81,968円) \times 0.4$
 $= 213,114円 \times 0.4$
 $= 85,246円 \cdots \textcircled{1}$

売上高減少方式における単価上限 = 200,000円 $\cdots \textcircled{2}$

①と②を比較して額の小さい方が協力金単価となります。

① $\leq$ ② なので協力金単価: 86,000円(千円未満切り上げ)

協力金の額 = 1,462,000円(協力金単価 × 17日)

■ 2019年8月と9月の売上高の合計: 5,000万円
2021年8月と9月の売上高の合計: 1,800万円

$(5,000万円 \div 61日 - 1,800万円 \div 61日) \times 0.4$
 $= (819,673円 - 295,082円) \times 0.4$
 $= 524,591円 \times 0.4$
 $= 209,837円 \geq 200,000円(上限額) \cdots \textcircled{1}$

売上高減少方式における単価上限 = 200,000円 $\cdots \textcircled{2}$

①と②を比較して額の小さい方が協力金単価となります。

① $\geq$ ② なので協力金単価: 200,000円(千円未満切り上げ)

協力金の額 = 3,400,000円(協力金単価 × 17日)

(ウ)時短要請日方式×(B)売上高減少額方式

協力金単価＝(2019年又は2020年の8月27日から9月12日の
売上高の合計÷17日－2021年8月27日から
9月12日の売上高の合計÷17日)×0.4

■2020年8月27日から9月12日の売上高の合計:1,000万円
2021年8月27日から9月12日の売上高の合計:500万円

$$\begin{aligned} & (1,000万円 \div 17日 - 500万円 \div 17日) \times 0.4 \\ & = (588,236円 - 294,118円) \times 0.4 \\ & = 294,118円 \times 0.4 \\ & = 117,648円 \cdots \textcircled{1} \end{aligned}$$

売上高減少方式における単価上限＝200,000円 $\cdots$ ②

①と②を比較して額の小さい方が協力金単価となります。

① $\leq$ ②なので協力金単価:118,000円(千円未満切り上げ)

協力金の額＝2,006,000円(協力金単価×17日)

■2020年8月27日から9月12日の売上高の合計:800万円
2021年8月27日から9月12日の売上高の合計:700万円

$$\begin{aligned} & (800万円 \div 17日 - 700万円 \div 17日) \times 0.4 \\ & = (470,589円 - 411,765円) \times 0.4 \\ & = 58,824円 \times 0.4 \\ & = 23,530円 \cdots \textcircled{1} \end{aligned}$$

売上高減少方式における単価上限＝200,000円 $\cdots$ ②

①と②を比較して額の小さい方が協力金単価となります。

① $\leq$ ②なので協力金単価:24,000円(千円未満切り上げ)

協力金の額＝408,000円(協力金単価×17日)

【中小企業者の方はご注意ください】

この例の場合、減少額が少ないため、協力金単価が売上高方式の
下限額(40,000円)を下回っています。減少額によっては**売上高
方式の方が支給額が多くなる可能性があります**のでご注意ください。

新規開業特例

新規開業特例の場合は、営業実態がわかる書類などから総合的に判断します。

2020年8月27日以降に新規開業し、協力金単価を算出するのに十分な営業期間が取れない場合は、次の特例により基準額を算出することができます。

申請方法の目安

次のいずれかの方法で『1日当たりの売上高※』を計算してください。

※売上高は消費税・地方消費税を除いた額を用います。

【9月方式】

営業開始日から2021年8月31日までの売上高の合計÷
営業開始日から2021年8月31日までの暦日数

【期間合計方式】

営業開始日から2021年7月31日までの売上高の合計÷
営業開始日から2021年7月31日までの日数

【時短要請日方式】

営業開始日から2021年8月26日までの売上高の合計÷
営業開始日から2021年8月26日までの暦日数

1日当たりの売上高が全ての店舗で100,000円以下

- 申請方法は『簡易申請』となります（詳細は11ページ）。
※確定申告書、売上台帳等の提出は必要ありません。
※確定申告等が不要となっている場合、基本的には簡易申請となります。

- 1店舗当たりの支給額: 680,000円

1日当たりの売上高が100,000円を超える店舗がある

- 申請方法は『通常申請』となり、特例用の売上高情報シートの添付が必要となります。
※通常申請の方法は18ページから、特例用の売上高情報シートの作成方法は51ページからとなります。
※確定申告書、売上台帳等の提出が必要となります。
※大企業は通常申請に限ります。

- 1店舗当たりの支給額は売上高等に応じて異なります。
680,000～1,700,000円
(大企業の場合は0～3,400,000円)

新規開業特例による協力金単価の算出方法

【売上高方式の算出方法】

協力金単価＝営業開始日からの『1日当たりの売上高』× 0.4

【売上高減少額方式の算出方法】

協力金単価＝(営業開始日からの『1日当たりの売上高』－
2021年の『1日当たりの売上高』)× 0.4

※算出結果はいずれも千円未満を切り上げ

営業開始日からの『1日当たりの売上高』の計算方法

【9月方式】

営業開始日からの『1日当たりの売上高』
＝営業開始日から2021年8月31日までの売上高の合計
÷営業開始日から2021年8月31日までの暦日数

【期間合計方式】

営業開始日からの『1日当たりの売上高』
＝営業開始日から2021年7月31日までの売上高の合計
÷営業開始日から2021年7月31日までの暦日数

【時短要請日方式】

営業開始日からの『1日当たりの売上高』
＝営業開始日から2021年8月26日までの売上高の合計
÷営業開始日から2021年8月26日までの暦日数

2021年の『1日当たりの売上高』の計算方法

売上高減少額方式で用いる2021年の『1日当たりの売上高』は営業開始日からの『1日当たりの売上高』の計算方法に応じて次のとおり計算します。

【9月方式】2021年9月の売上高÷30

【期間合計方式】2021年8月と9月の売上高の合計÷61

【時短要請日方式】2021年8月27日から9月12日の売上高の合計÷17

新規開業特例での算出例①

【計算例】売上高方式×9月方式(開業日から8月31日までの売上高)

▼2021年7月1日オープンの飲食店

2021年	6月	7月	8月	9月
売上高(月)		400万	200万	120万

■2021年7月1日から8月31日までの売上高の合計:600万円

■2021年7月1日から8月31日までの暦日数:62日

$600\text{万円} \div 62\text{日} \times 0.4 = 38,710\text{円}$

⇒協力金単価:40,000円(下限額)

協力金の額=680,000円(協力金単価×17日)

【計算例】売上高方式×時短要請日方式

(開業日から8月26日までの売上高)

▼2021年8月20日オープンの飲食店

2021年	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日
売上高(日)		50万	10万	30万
2021年	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日
売上高(日)	30万	休業	15万	10万

■2021年8月20日から8月26日までの売上高の合計:145万円

■2021年8月20日から8月26日までの暦日数:7日

※休業日も含めて計算します

$145\text{万円} \div 7\text{日} \times 0.4 = 82,858\text{円}$

⇒協力金単価:83,000円

協力金の額=1,411,000円(協力金単価×17日)

新規開業特例での算出例②

【計算例】9月方式×売上高減少額方式

(開業日から8月31日までの売上高と2021年9月の売上高の比較)

▼2021年7月1日オープンの飲食店

2021年	6月	7月	8月	9月
売上高(月)		1,200万	600万	50万

■2021年7月1日から8月31日までの売上高の合計:1,800万円

■2021年7月1日から8月31日までの暦日数:62日

■2021年9月1日から9月30日までの売上高の合計:50万円

■2021年9月1日から9月30日までの暦日数:30日

 $(1,800万円 \div 62日 - 50万円 \div 30日) \times 0.4$ $= (290,323円 - 16,667円) \times 0.4 = 109,463円$ $\Rightarrow$ 協力金単価:110,000円

協力金の額=1,870,000円(協力金単価×17日)

【計算例】時短要請日方式×売上高減少額方式

(開業日から8月26日までの売上高と

8月27日から9月12日の売上高の比較)

▼2021年7月1日オープンの飲食店

2021年	7月1日から8月26日 までの売上高の合計	8月27日から9月12日 までの売上高の合計
売上高(日)	2,000万	100万

■2021年7月1日から8月26日までの売上高の合計:2,000万円

■2021年7月1日から8月26日までの暦日数:57日

■2021年8月27日から9月12日までの売上高の合計:100万円

■2021年8月27日から9月12日までの暦日数:17日

 $(1,400万円 \div 57日 - 100万円 \div 17日) \times 0.4$ $= (350,878円 - 58,824円) \times 0.4 = 116,822円$ $\Rightarrow$ 協力金単価:117,000円

協力金の額=1,989,000円(協力金単価×17日)

売上高情報シート(売上高方式)の記入方法

点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

店舗の名称及び施設No.を記入してください(1店舗のみの場合は「1」)。
※複数店舗で申請を行う場合、施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

売上高方式・新規開業特例用であることを確認してください。

売上高方式
新規開業特例用

営業開始日を記入してください。

営業を行った店舗の売上高情報シート (新規開業特例用)

(第8期: 7/21~8/17分)

No. 1 店舗名称 杜の都食堂本店

計算式にもとづき1日
当たりの売上高を計
算してください。

1. 営業開始日: 2021年 6月 1日

対象期間の売上高の合計・日数を記載してください。

2. 1日当たりの売上高の計算

対象期間 ※いずれかを選択	対象期間の売上高の合計 (A) ※消費税、消費税除く、1円単位まで記入	対象期間の日数 (B)	1日当たりの売上高 (C) 計算式: (A) ÷ (B) ※1円単位まで記入(小数点以下切り上げ)
☒ 8月方式(営業開始日から2021年7月31日)	8,000,000円	61日	131,148円
☐ 期間合計方式(営業開始日から2021年6月30日)	円	日	円
☐ 時短要請日方式(営業開始日から2021年7月20日)	円	日	円

3. 対象期間を選択してください。

対象期間 ※要請期間	1日当たりの協力金単価 (D) ※計算式: (C) × 27 (千円未満切り上げ) ※下限: 2.5万円、上限: 7.5万円	計算式	店舗ごとの申請額 ※複数店舗の方は店舗ごとの申請額を 別紙1に転記してください
第8期(2021年7月21日から8月17日)	40,000円	(D) × 27	1,080,000円

※営業開始日がわかる書類、営業開始日からの売上高が確認できる書類(確定申告書、売上台帳、試算表等)の添付が必要です。

1日当たりの売上高に「0.4」を
かけて、1日当たりの協力金単
価を求めてください。

1日当たりの協力金単価に
日数をかけ、店舗ごとの申
請額を求めてください。

第8期

【添付書類】

・対象期間の売上高がわかる書類(売上台帳等)

・営業開始日がわかる書類(オープンを告知したチラシ等)

※営業開始日がわかる書類が提出できない場合は、営業許可書の有効期間開始日を営業開始日とします。

売上高情報シート(売上高減少額方式)の記入方法

点線枠の中を全て記入してください。
※鉛筆・消せるボールペンでは記入しないでください。

売上高情報シート(売上高減少額方式) 表面

店舗の名称及び施設No.を記入してください(1店舗のみの場合は「1」)。
※複数店舗で申請を行う場合、施設No.は「店舗ごとの申請額一覧」と一致させてください。

売上高減少額方式・新規開業特例
用であることを確認してください。

営業開始日を記入してください。

時間短縮営業を行った店舗の売上高情報シート(新規開業特例用)
(第8期: 7/21~8/17分)

売上高減少額方式
新規開業特例用

No. 1 店舗名称 杜の都食堂本店

1. 営業開始日: 2021年 6月 1日

対象期間の売上高の合計・日数を記載してください。

計算式にもとづき1日
当たりの売上高を計
算してください。

対象期間 (※いずれかを選択)	対象期間の売上高の合計(A) (※消費税・地方消費税除く、1円単位まで記入)	対象期間の日数 (B)	1日当たりの売上高(C) 計算式: A ÷ B (※1円単位まで記入(小数点以下切り上げ))
☒ 8月方式(営業開始日から2021年7月31日)	18,000,000円	61日	295,082円
☐ 期間合計方式(営業開始日から2021年6月30日)	円	日	円
☐ 時短要請日方式(営業開始日から2021年7月20日)	円	日	円

1日当たりの売上高(C) × 0.3
(千円未満切り上げ) 89,000円

3. 2021年の1日当たりの売上高の計算

対象期間 (※【2. 1日当たりの売上高の計算】で選択したものと同じ方式を選択)	対象期間の売上高(D) (※消費税・地方消費税除く、1円単位まで記入)	計算式	2021年の1日当たりの売上高(E) (※1円単位まで記入(小数点以下切り上げ))
☒ 8月方式(2021年8月1日から8月31日)	2,500,000円	(D) ÷ 31 =	80,646円
☐ 期間合計方式(2021年7月1日から8月31日)	円	(D) ÷ 31 =	円
☐ 時短要請日方式(2021年7月21日から8月16日)	円	(D) ÷ 27 =	円

4. 申請期間
『1日当たりの売上高の計算』で選択した
ものと同じ方式を選択してください。

計算式にもとづき1日当たりの売上高を計算してください。

申請期間 (※1ヶ月以内)	1日当たりの売上高減少額(F) ※計算式: (C) - (E)	1日当たりの協力金単価(G) ※計算式: (F) × 0.4 (千円未満切り上げ) (※下限: 0万円、上限: 20万円)	計算式	店舗ごとの申請額 (※複数店舗の方は店舗ごとの申請額を 別紙1に転記してください)
第8期(2021年7月21日から8月17日)	214,437円	86,000円	(G) × 27 =	2,322,000円

※対象期間の売上高が確認できる書類(確定申告書、売上高計算書等)の添付が必要です。
※計算式で計算した『1日当たりの協力金単価(F)』が『1日当たりの売上高(B) × 0.3』を上回る場合は、『1日当たりの協力金単価(F)』には『1日当たりの売上高(C) × 0.3』を記入してください。

表面の計算結果をもとに『1日当
たりの売上高減少額』を計算してくだ
さい。

『1日当たりの売上高減少額』に
0.4をかけ1日当たりの協力金
単価を計算してください。

1日当たりの協力金単価に
日数をかけ、店舗ごとの申
請額を求めてください。

【添付書類】

・対象期間の売上高がわかる書類(売上台帳等)

・営業開始日がわかる書類(オープンを告知したチラシ等)

※営業開始日がわかる書類が提出できない場合は、営業許可書の有効期
間開始日を営業開始日とします。

よくあるお問い合わせ

協力金(第11期)はいつ支給されますか。

協力金の支給は、9月下旬以降順次行う予定です。審査結果については、申請者全員に対して、通知をお送りいたします。

確定申告をしていないと申請できませんか。

簡易申請となる場合は、確定申告書の提出は不要です。しかしながら、申告義務がある場合は適切に手続きを行っていただきますようお願いいたします。

通常申請となる場合は、売上高の確認のため確定申告書の提出が必要になりますので、適切に申告後申請を行ってください。

従前より午前5時から午後8時までの範囲内で営業している飲食店は協力金の対象となりますか？

従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店のうち、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店に限り、要請の全期間休業した場合のみ協力金の対象となります。それ以外は協力金の対象外です。

法人事業概況説明書、青色申告決算書に月別の売上が記載していない場合はどうしたらよいですか。

月別の売上等が確認できる年間の売上台帳等を追加で提出してください。

本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか？

対象区域内において対象店舗を運営し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象になります。

大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、個人事業主は協力金の対象となりますか？

対象店舗を運営する等要件を満たせば協力金の対象となります。

食品衛生法上の許可を取得していれば全ての店舗が対象になるのでしょうか？

テイクアウトやデリバリーのための飲食店やコンビニエンスストア、料理教室などは、営業時間短縮の協力要請の対象店舗ではないため、飲食店営業許可書を取得していても、協力金の対象となりません。

売上高は消費税込みですか、消費税抜きですか？

売上高は消費税・地方消費税を除いたものを用います。

確定申告や日々の売上高管理等を税込みで行っており、かつ税込みの売上高を個別に税抜きにすることが困難な場合は『税込みの売上高÷(1+税率)』といった方法で税抜きの売上高を計算しても差し支えありません。

協力金単価の算出に当たり、算出方式は統一しなければならないですか。

店舗ごとに自由に選択できます。

新規開業特例の適用を考えているが、飲食店営業許可書の許可日以降に準備やコロナの影響で新規開店を数ヵ月見合わせていました。売上高の算出は営業許可書の有効期間開始日から計算しないといけませんか。

営業開始日がわかる書類(オープンを告知したチラシ等)を添付することで、実際の開業日から算出していただけます。なお、営業開始日がわかる書類が提出できない場合は、営業許可書の有効期間開始日を営業開始日とします。

午後8時を超えて酒類を提供している店舗が、酒類の提供を午後7時まで短縮した上で午前5時から午後8時までの時間短縮営業を行った場合、協力金の対象となりますか？

今回の要請は「休業」又は「酒類又はカラオケ設備の提供を取り止めた上で午前5時から午後8時までの時短営業」ですので、酒類を提供して営業を行った場合は協力金の対象となりません。

対象区域内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか？

対象区域内の全対象店舗において要請に協力していただかなければ協力金を支給できません。1つでも要請に協力いただけない店舗がある場合は、協力金の支給はできませんので、対象区域内の全対象店舗でのご協力をお願いします。

インターネットを利用できる環境がない場合でも宮城県「新型コロナウイルス対策実施中ポスター」を入手する方法はありますか？

インターネットをご利用いただけない方は宮城県庁窓口での手続きも可能です。詳細は、宮城県食と暮らしの安全推進課(022-211-2643)にお問い合わせください。

※その他、宮城県ホームページに掲載している『よくあるお問い合わせ』『新型コロナウイルス感染拡大防止協力金FAQ(宮城県作成)』をご確認ください。

付録集

交付申請兼実績報告書「1 申請者の基本情報」欄の業種は下表から該当する記号を選んで記入してください。

記号	分類	一例
A	農業、林業	耕種農業、農業サービス業、林業サービス業
B	漁業	漁業、水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業
D	建設業	土木工事業、建築工事業、職別工事業、設備工事業
E	製造業	食料品製造業、化学工業、金属製品製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱水道業、水道業
G	情報通信業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業、郵便業	道路旅客運送業、道路貨物運送業
I	卸売業、小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業
J	金融業、保険業	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業、広告業、技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業	旅館・ホテル、飲食店
N	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
O	教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業
P	医療、福祉	医療業、社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	郵便局、協同組合
R	サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業

※該当分類の詳細は、総務省「日本標準産業分類」でご確認ください。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>



中小企業者・大企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条にもとづき判断します。

なお、会社法人以外の法人は大企業に該当しません。

(1) 中小企業者

以下のいずれかに該当する場合は中小企業者となります。

業種分類	下記いずれかに該当	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

日本標準産業分類上の分類と業種分類の関係は次のとおりです。
なお、飲食業は『小売業』の基準で判定を行います。

業種分類	日本標準産業分類上の分類
製造業、建設業、 運輸業その他 の業種	下記以外の全て
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)

(2) 大企業

上記の中小企業者の定義のいずれにも該当しない場合は大企業となります。